

第3回佐用町議会〔定例〕会議録（第1日）

平成17年12月2日（金曜日）

出席議員 (53名)	1番	高見誠規	2番	笹田鈴香
	3番	井口春美	4番	小松博之
	5番	吉井秀美	6番	木村愼吾
	7番	青木宏	8番	井上洋文
	9番	福本利基	10番	高木照雄
	11番	岡本安夫	12番	矢内作夫
	13番	広畑寛	14番	石黒永剛
	15番	森本和生	16番	川田真悟
	17番	片山武憲	18番	中井恒治
	19番	岡本義次	20番	反橋護
	21番	山本幹雄	22番	山田敏雄
	23番	大下吉三郎	24番	坂本順子
	25番	山田弘治	26番	竹内茂吉
	27番	石原俊一	28番	鍋島裕文
	29番	廣瀬武志	30番	大下東一
	31番	西岡正	32番	山本重夫
	33番	森本和昭	34番	西田政幸
	35番	目黒有博	36番	森崎龍二
	37番	西尾誠	38番	巴忠重
	39番	塩崎幸夫	40番	中尾正俊
	41番	敏森正勝	42番	山田勇
	43番	新田俊一	44番	幸田孝美
	45番	植戸勝治	46番	金谷英志
	47番	松尾文雄	48番	西本俊秀
49番	廣瀬福市	50番	笠間満	
51番	大久保宏務			
53番	猪口久雄	54番	梶原義正	

欠席議員 (1名)	52番	新田新一		
早退議員 (3名)	14番	石黒永剛	午後早退	
	31番	西岡正	午後早退	
	47番	松尾文雄	午後3時10分早退	
事務局出席 職員職氏名	事務局長	岡本一良	事務局副局長	谷村忠則
	書記	坂上晴幸		
説明のため 出席した者 の職氏名 (28名)	町長	庵道典章	教育長	衣笠孝
			総務課長	小林隆俊
	財政課長	小河正文	まちづくり課長	南上透
	生涯学習課長	岸井春乗	出納室長	小笹和則
	税務課長	大橋正毅	住民課長	山口良一
	健康課長	達見一夫	福祉課長	内山導男
	スポーツ振興課長	井村均	農林振興課長	大久保八郎
	建設課長	野村正明	住宅管理課長	田村章憲
	地籍調査課長	清水好一	商工観光課長	芳原廣史
	農業共済課長	城内哲久	下水道課長	寺本康二
	水道課長	西田建一	クリーンセンター所長	森脇正洋
	教育委員会総務課長	山口清	教育委員会教育推進課長	芳原清和
	消防長	加藤隆久	上月支所長	金谷幹夫
	南光支所長	森崎文和	三日月支所長	飯田敏晴
	天文台公園課長	杉本幸六		
欠席者 (1名)	天文台長	黒田武彦		
議事日程	別紙のとおり			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1 . 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 . 会期の決定の件
- 日程第 3 . 報告第 2 号 議員派遣の件について
- 日程第 4 . 議案第 9 号ないし第 13 号議案について
議案第 9 号 佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 10 号 佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 11 号 佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 12 号 佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 13 号 佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 5 . 議案第 14 号 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 日程第 6 . 議案第 15 号ないし第 18 号議案について
議案第 15 号 佐用町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
議案第 16 号 佐用町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
議案第 17 号 佐用町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
議案第 18 号 佐用町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 7 . 議案第 19 号ないし第 20 号議案について
議案第 19 号 佐用町監査委員の選任につき同意を求めることについて
議案第 20 号 佐用町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 8 . 議案第 21 号ないし第 23 号議案について
議案第 21 号 佐用町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
議案第 22 号 佐用町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
議案第 23 号 佐用町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 9 . 議案第 24 号ないし第 27 号議案について
議案第 24 号 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について
議案第 25 号 兵庫県町議会議員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について
議案第 26 号 兵庫県市町交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について
議案第 27 号 兵庫県町土地開発公社定款の変更について
- 日程第 10 . 議案第 28 号 佐用町火災予防条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 . 議案第 30 号 佐用町総合計画審議会条例の制定について
- 日程第 12 . 議案第 31 号 佐用町合併記念事業検討委員会条例の制定について
- 日程第 13 . 議案第 29 号 佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 . 議案第 32 号 佐用町公の施設の指定管理者の指定等に関する条例の制定について
- 日程第 15 . 議案第 33 号 町道路線の認定について
- 日程第 16 . 議案第 34 号 平成 17 年度農作物共済事業の損害防止事業実施に伴う積立金の取り崩しについて

- 日程第 17. 議案第 35 号 農作物無事戻し金の交付について
日程第 18. 議案第 36 号 平成 17 年度佐用町一般会計予算案の提出について
日程第 19. 議案第 37 号ないし第 50 号議案について
議案第 37 号 平成 17 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案の提出について
議案第 38 号 平成 17 年度佐用町老人保健特別会計予算案の提出について
議案第 39 号 平成 17 年度佐用町介護保険特別会計予算案の提出について
議案第 40 号 平成 17 年度佐用町朝霧園特別会計予算案の提出について
議案第 41 号 平成 17 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案の提出について
議案第 42 号 平成 17 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案の提出について
議案第 43 号 平成 17 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案の提出について
議案第 44 号 平成 17 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案の提出について
議案第 45 号 平成 17 年度笹ヶ丘荘特別会計予算案の提出について
議案第 46 号 平成 17 年度佐用町歯科保健特別会計予算案の提出について
議案第 47 号 平成 17 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案の提出について
議案第 48 号 平成 17 年度佐用町農業共済事業特別会計予算案の提出について
議案第 49 号 平成 17 年度佐用町石井財産区特別会計予算案の提出について
議案第 50 号 平成 17 年度佐用町水道事業会計予算案の提出について
日程第 20. 議案第 51 号 佐用町過疎地域自立促進計画の策定について
日程第 21. 請願書について
日程第 22. 特別委員会の設置及び委員定数について
日程第 23. 特別委員会委員長及び副委員長の選任について
日程第 24. 一般質問

午前 10 時 00 分 開会

議長（梶原義正君） それでは、皆さん、おはようございます。

開会にあたりひと言ごあいさつを申し上げます。

本日ここに第 3 回佐用町議会定例会が招集されましたところ、議員各位には早朝よりお揃いで御参集賜り、誠に御苦労様でございます。

さて、今期定例会に付議される案件は、人事案件、規約等の変更などの案件、条例に関する案件、平成 17 年度の各会計予算案等の案件が提出されております。

なにとぞ、議員各位にはこれら小案件について慎重なる御審議を賜りますようお願い申し上げます、開会のごあいさつといたします。

ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、これより第 3 回佐用町議会定例会を開会いたします。なお、新田議員、そして天文台の杉本公園課長、黒田公園長等から欠席届が出ておりますので…。

事務局長（岡本一良君） すいません、公園長だけです。

議長（梶原義正君） 公園長だけ。あ、来とんがな、そこに。すいません。ちょっとあの間違えました。あの、課長は来ていますけども、公園長が欠席ということです。これより本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

日程第 1 . 会議録署名議員の指名

議長（梶原義正君） 日程第 1 は会議録署名議員の指名でございます。
会議録署名議員は、会議規則第 114 条の規定によりまして議長より指名をいたします。11 番、岡本安夫君。12 番、矢内作夫君。以上の両君にお願いいたします。

日程第 2 . 会期の決定の件

議長（梶原義正君） 続いて日程第 2 会期決定の件を議題といたします。
お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日 12 月 2 日より 12 月 26 日までの 25 日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は本日より 12 月 26 日までの 25 日間と決定いたしました。

日程第 3 . 報告第 2 号 議員派遣の件について

議長（梶原義正君） 続いて日程第 3 に入りますが、その前に町長から 1 件報告したいことがあると聞いておりますので、御報告を先お願いします。
町長、どうぞ。

町長（庵逄典章君） どうも、おはようございます。早朝から御苦労様です。
あの、議題に入る前に 2 点ほどちょっと報告をさせていただきたい...、時間をいただきますのでよろしくお願いします。
あの、1 点につきましては、今日の新聞報道にありました件なんですけども、この町立図書館におきまして本が紛失をする事件が発生をいたしております。まあこの件につきましては、以前龍野の方の、近隣の方ですね、図書館においてまあ高価な本が、まあ盗まれてですね、それが転売されているというようなことが報道されておまして、この私ども、佐用の図書館においてもそういうことがないかどうか点検をするように指示をしておまして、その結果ですね、約、金額にして 30 万円ほどの本がですね、紛失をしているということが発覚をいたしました。まあこの件につきましては、昨日ですね、警察の方に届けをさせていただいたところ、早速今日あの、新聞報道がされております。まああの、なかなか自由にですね、だれでも入れる当然図書館ですので、管理については非常にまあ難しい点があるんですけども、まああの、職員においても十分にまあ今後注意するように支持をしておりますけども、まああの、多分盗難であろうというそのある程度そのまとまった、あの図鑑のようなものがなくなっておりますので、そういうことをまあ断定をいたしまして、警察の方もまあ、一応捜査はするという、被害届けを出してですね、捜査をしていただくということなんですけども、

まあなかなかあの、捜査といっても難しい点はあると思います。まああの、そういうことがありましたのでひとこと、あの御報告を申し上げ、今後十分注意するということでお詫びを申し上げます。

それともう 1 点ですね、あの先般、訴訟のことなんですけども、旧上月町におきまして町道の改良事業の中で、土地の何か売買に絡む係争があって、その点について訴訟が起こされおります。であの、それを受けてですね、町として旧上月町の顧問弁護士でありました藤田弁護士の方にですね、それを対応していただくように依頼をいたしましたので、まあこの点についてとりあえず報告をさせていただきます。

以上 2 点お願いいたします。

議長（梶原義正君） 何か今の報告について質問ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） はい、それではあの、質問がないようですから、町長の報告は終わります。

日程第 3 . 報告第 2 号 議員派遣の件について

議長（梶原義正君） それではあの、報告第 1 号に、日程第 3 の報告第 1 号に入ります。報告第 1 号につきましては別紙のとおり議員の派遣をしておりますので、佐用町議会会議規則第 115 条の規定よりまして別紙のとおり報告いたします。内容につきましては、市町正副議長研修会の 1 件であります。

日程第 4 . 議案第 9 号ないし第 13 号議案について

議長（梶原義正君） 続いて日程第 4 に入ります。

議案第 9 号ないし第 13 号についてを議題といたします。

議案第 9 号から 13 号までの佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての合議案についてであります。事務局長に議案を朗読させます。事務局長。

事務局長（岡本一良君） 議案第 9 号 佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。次の者を佐用町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。住所、佐用町下本郷 504 番地 2。氏名、船引浩一。生年月日、昭和 8 年 1 月 1 日生まれ。平成 17 年 12 月 2 日提出。佐用町長 庵逄典章。

議案第 10 号 佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。住所、佐用町大畠 317 番地。氏名、半田浩子。生年月日、昭和 16 年 4 月 13 日生まれ。平成 17 年 12 月 2 日提出。佐用町長 庵逄典章。

議案第 11 号 佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。住所、佐用町西大畠 1752 番地。氏名、祐保明美。生年月日、昭和 18 年 8 月 3 日生まれ。平成 17 年 12 月 2 日提出。佐用町長 庵逄典章。

議案第 12 号 佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。住所、

佐用町下徳久 1485 番地。氏名、篠原弘巳。生年月日、昭和 11 年 6 月 8 日生まれ。平成 17 年 12 月 2 日提出。佐用町長 庵逄典章。

議案第 13 号 佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。住所、佐用町真盛 503 番地。氏名、衣笠孝。生年月日、昭和 11 年 6 月 20 日生まれ。平成 17 年 12 月 2 日提出。佐用町長 庵逄典章。

以上です。

議長（梶原義正君） 提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

町長（庵逄典章君） はい、議長。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、どうも皆さん、改めまして御苦労様でございます。

本議会におきましてはたくさんの案件を提案をさせていただきます。まあどうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、ただいま一括上程をいただきました議案第 9 号ないし議案第 13 号 佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきまして提案の御説明を申し上げます。

合併に伴い地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議案第 9 号 佐用町教育委員会委員に教育に関し識見を有されている、船引浩一氏を任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第 10 号 佐用町教育委員会委員の任命について、議案第 9 号と同じく、半田浩子氏を教育委員会委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第 11 号 佐用町教育委員会委員の任命について、議案 9 号と同じく、祐保明美氏を教育委員会委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第 12 号 佐用町教育委員会委員の任命について、議案 9 号と同じく、篠原弘巳氏を教育委員会委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第 13 号 佐用町教育委員会委員の任命について、議案 9 号と同じく、衣笠孝氏を教育委員会委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

なお、補足の説明でございますが、この教育委員会設置される最初の委員につきましては、当初からその任期を定めるということになってございます。その定数が 5 人の場合にありましては、2 人は 4 年、1 人は 3 年、1 人は 2 年、1 人は 1 年というふうな、あのその各委員の任期を当初に定めるということになっております。そういうことで、船引浩一氏は 1 年、半田浩子氏は 2 年、祐保明美氏は 3 年、篠原弘巳氏と衣笠孝氏は 4 年という任期をお願いをいたしておりますので、補足説明をさせていただきます。

以上、御同意賜りますようお願いを申し上げまして、提案の説明とさせていただきます。

議長（梶原義正君） 提案に対する当局の説明はおわりました。本案につきましては、本日即決といたします。

これより本案についての一括質疑に入ります。質疑がある方、発言願います。

〔西岡君「はい、議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、西岡議員。

31 番（西岡正君） この 10 月 1 日から 4 町が合併し、1 町新佐用町になったわけでありまして、人事案件におきましては、それぞれの町の中で、議会の中で審議し、同意してきた経緯がございますが、旧南光町に、議会におきましては、「極力年齢的に 70 以上の人を避けてほしい」と、まあこういうような議会の中での申し合わせのようなものがございました。そういう状況を判断してですね、高齢の方もいらっしゃるようございますので、町長としてこの点どうお考えなのかお聞かせいただきたいと思います。まあ、人事案件でございますので、それ以上言うつもりありませんけれども、ひとつ答弁をお願いします。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） はい。あの、個人的なことではなくてですね、あのそういう全体のまあ一応考え方ということでの答えをさせていただきます。

今、西岡議員おっしゃるようになりますね、このいろいろなあの役職にお願いする場合はですね、極力まああの若い人もお願いしたいというふうにも思っておりますし、まあ年齢的にほな 70 歳と言われることをですね、あのそれを限定するわけにはいかないと思います。その方、お願いする方々ですね、識見なり、またその方の健康状態、いろいろとございます。ただ、ひとつの目安として 70 歳というのは今の社会の中でですね、ひとつの基準になる年齢ではないかというふうに思っております。まあ、そういうことで、このまずまあこの教育委員会委員の任命につきましてもですね、教育委員会の委員の中にも大体まあ 70 歳ぐらいを目安にしようということも話もされているというふうに聞いて、申し合わせをされているというふうに聞いておりますのでね、その点は今後の人事交代につきましても考慮しながら、あの取り扱っていきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

〔西岡君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい。

31 番（西岡正君） あの、当然そういう 1 町になって、教育委員に任命されるわけでありまして、その任期がきた時点でですね、やはり一応お伺いを立てることになるだろうと思います。で、そのときにお伺いを立てなければならぬし、お伺い立てて、「やらさせていただきます」と言う以上、断るわけにはいきませんのでね、その点十分ですね、考えてこれから今後お願いしたいとこのように思います。

以上です。はい。

議長（梶原義正君） ほかにありませんか。

〔幸田君「議長。44 番、幸田です」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、幸田君。

44 番（幸田孝美君） 三日月の船引浩一さんの 1 年という任期は、どう、なぜ 1 年で
ございますか。ちょっとお尋ねします。

議長（梶原義正君） 町長。

町長（庵途典章君） はい。まああの、先ほど西岡議員からもそういう質問もござ
いましたように、まああの年齢的に一番高齢であります。そういうことでどうしても
まあ、あの任期を定めるという中でですね、船引氏につきましては 1 年というふうに
お願いをしたわけであります。

議長（梶原義正君） はい、よろしいか。ほかにありませんか。
それでは、これで本案についての一括質疑を終結いたします。
これより本案についての一括討論に入ります。討論の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） それでは、本案についての一括討論は終結いたします。
これより本案についての採決に入ります。
まず、議案第 9 号 佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、
原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を願います。

〔全員 挙手〕

議長（梶原義正君） 挙手、全員と認めます。よって、本案は原案のとおり同意す
ることに決定いたしました。
続いて議案第 10 号 佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについ
て、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を願います。

〔全員 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。挙手、全員であります。よって、本案は原案のとおり
同意することに決定いたしました。
続いて議案第 11 号 佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについ
て、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を願います。

〔全員 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。挙手、全員と認めます。よって、本案は原案のとおり
同意することに決定いたしました。
続いて議案第 12 号 佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについ
て、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を願います。

〔全員 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。挙手、全員と認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

続いて議案第 13 号 佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を願います。

〔全員 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。挙手、全員と認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第 5 . 議案第 14 号 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

議長（梶原義正君） 続いて、日程第 5 に入ります。

議案第 14 号 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてを議題といたします。事務局長に議案を朗読させます。事務局長。

事務局長（岡本一良君） はい。議案第 14 号 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について。地方自治法第 182 条の規定により、佐用町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行う。平成 17 年 12 月 2 日提出。佐用町議会議長 梶原義正。

議長（梶原義正君） それでは、選挙管理委員会 4 名。委員 4 名と補充員 4 名の選挙を行います。任期につきましては、平成 17 年 12 月 2 日から平成 21 年 12 月 1 日までであります。ここでお諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により指名推薦の方法によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦によることに決しました。

続いてお諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、指名いたします。

まず、選挙管理委員には、春名正志君、古本謙二君、小林和彦君、屋部光崇君。以上の諸君を指名いたします。

続いて、同補充員として、1 番、岡田昌樹君。2 番、妹尾典成君。3 番、前田俊樹君。4 番、西本一正君。以上の諸君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました諸君を、選挙管理委員会委員及び同補充員の各当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました 8 名の方々が選挙管理委員会委員及び同補充員に当選されました。

日程第 6 . 議案第 15 号ないし第 18 号議案について

議長（梶原義正君） 続いて、日程第 6 に入ります。

議案第 15 号ないし第 18 号議案についてを一括議題といたします。議案第 15 号から 18 号までの佐用町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての 4 議案についてであります。事務局長に議案を朗読させます。

53 番（猪口久雄君） 議長、議長。（聴取不能）今議長が言われたのが、ちょっと名前が違っております。苗字が。これ、西本なんです。あの、西田になっております。

〔「差し替えが出とう」と呼ぶ者あり〕

53 番（猪口久雄君） 出とん。

事務局長（岡本一良君） 差し替えさしてもろとんやけどね。こないだの連絡会のときに。

議長（梶原義正君） すいません。あの、今の御質問ですが、あの、こないだの連絡会のときに、あのきちとしたものを差し替えていただくように、あの出しておると思いますので、一遍御確認を願いたいと思います。

53 番（猪口久雄君） 分かりました。

議長（梶原義正君） 議案第 15 号から 18 号までの佐用町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての 4 議案についてであります。事務局長に議案を朗読させます。

事務局長（岡本一良君） 議案第 15 号 佐用町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。次の者を佐用町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条の規定により、議会の同意を求める。住所、佐用町佐用 3031 番地。氏名、高下正尋。生年月日、昭和 14 年 7 月 1 日生まれ。平成 17 年 12 月 2 日提出。佐用町長 庵逄典章。

議案第 16 号 佐用町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。住所、佐用町福中 448 番地。氏名、蔭山剛明。生年月日、昭和 18 年 6 月 7 日生まれ。平成 17 年 12 月 2 日提出。佐用町長 庵逄典章。

議案第 17 号 佐用町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。住所、佐用町船越 730 番地 34。氏名、釜内宏。生年月日、昭和 8 年 6 月 18 日生まれ。平成 17 年 12 月 2 日提出。佐用町長 庵逄典章。

議案第 18 号 佐用町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。住所、佐用町春哉 358 番地。氏名、船曳孝行。生年月日、昭和 6 年 2 月 17 日生まれ。平成 17 年 12 月 2 日提出。佐用町長 庵途典章。
以上です。

議長（梶原義正君） 提案に対する当局の説明を求めます。町長。

〔町長「はい、議長」と呼ぶ〕

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただいま一括上程をいただきました議案第 15 号から議案第 18 号 佐用町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつきまして、提案の御説明を申し上げます。

議案第 15 号 佐用町固定資産評価審査委員会委員の選任について、固定資産評価委員として学識経験を有し、適任者である高下正尋氏を選任いたしたく、地方税法第 423 条の規定により議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第 16 号 佐用町固定資産評価審査委員会委員の選任について、固定資産評価委員として学識経験を有し、適任者である蔭山剛明氏を選任いたしたく、地方税法第 423 条の規定により議会の同意を求めるものであります。

議案第 17 号 佐用町固定資産評価審査委員会委員の選任について、固定資産評価委員として学識経験を有し、適任者である釜内宏氏を選任いたしたく、地方税法第 423 条の規定により議会の同意を求めるものであります。

議案第 18 号 佐用町固定資産評価審査委員会委員の選任について、固定資産評価委員として学識経験を有し、適任者である船曳孝行氏を選任いたしたく、地方税法第 423 条の規定により議会の同意を求めるものであります。

なお、各委員の任期は 3 年でございます。以上、同意を賜りますようお願いを申し上げます。提案の説明といたします。

議長（梶原義正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。本案につきましても本日即決といたします。

これより本案についての一括質疑に入ります。質疑のある方ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） ないようですから、これで本案についての一括質疑を終結いたします。

これより本案についての一括討論に入ります。討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） ないようですから、これで本案についての一括討論を終結いたします。

これより本案についての採決に入ります。

まず、議案第 15 号 佐用町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を願います。

〔全員 挙手〕

議長（梶原義正君） 挙手、全員と認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

続いて、議案第 16 号 佐用町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を願います。

〔全員 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。挙手、全員と認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

続いて、議案第 17 号 佐用郡、もとへ、佐用町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を願います。

〔全員 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。挙手、全員と認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

続いて、議案第 18 号 佐用町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を願います。

〔全員 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。挙手、全員と認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

日程第 7 . 議案第 19 号ないし第 20 号議案について

議長（梶原義正君） 続いて日程第 7 に入ります。

議案第 19 号ないし第 20 号議案についてを一括議題といたします。議案第 19 号から 20 号までの佐用町監査委員の選任につき同意を求めることについての 2 議案についてであります。事務局長に議案を朗読させます。事務局長。

事務局長（岡本一良君） 議案第 19 号 佐用町監査委員の選任につき同意を求めることについて。次の者を佐用町監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 196 条の規定により、議会の同意を求める。現住所、佐用町末廣 567 番地 4。氏名、野村靄。生年月日、昭和 11 年 11 月 22 日生まれ。あ、失礼しました。1 月 22 日生まれ。平成 17 年 12 月 2 日提出。佐用町長 庵途典章。

議案第 20 号 佐用町監査委員の選任につき同意を求めることについて現住所、佐用町佐用 140 番地。氏名、石黒永剛。生年月日、昭和 16 年 3 月 10 日生まれ。平成 17

年 12 月 2 日提出。佐用町長 庵途典章。

以上です。

議長（梶原義正君） 提案に対する当局の説明を求めます。町長。

〔町長「はい、議長」と呼ぶ〕

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただいま一括上程をいただきました議案第 19 号ないし議案第 20 号 佐用町監査委員の選任につき同意を求めることにつきまして提案の御説明を申し上げます。

議案第 19 号 佐用町監査委員の選任について、識見を有し、適任者である野村靄氏を選任いたしたく、地方自治法第 196 条の規定に基づき、議会の同意を求めるところであります。

次に、議案第 20 号 佐用町監査委員の選任につきまして提案の御説明を申し上げます。議会選出の本町監査委員に議会役員構成の中で選任をいただきました石黒永剛氏を本町監査委員として選任いたしたく、地方自治法第 196 条の規定により提案をいたしますのでよろしく同意を賜りますようお願いを申し上げます。提案の説明とさせていただきます。

〔石黒君「退席せんでもえん」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） 本当は退席ということが順序やけども、じゃあ、退席してもらおか。ほな、すいません、ちょっと退席して。ちょっと、ちょっと退席してください。

〔石黒君 退席〕

議長（梶原義正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。本案につきましても本日即決といたします。これより本案についての一括質疑に入ります。質疑のある方。

〔矢内君 挙手〕

議長（梶原義正君） 12 番、矢内君。

12 番（矢内作夫君） 12 番、矢内です。これあの、任期については、まあ石黒議員についてはまあ議員在職中だろうと思うんですが、野村さんについてはどんなになるんですか。

〔町長「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 4 年の任期であります。

12 番（矢内作夫君） 4 年。

町長（庵逄典章君） はい。

議長（梶原義正君） よろしいか。

12 番（矢内作夫君） はい。

議長（梶原義正君） ほかに、ほかに質疑がないようですから、これで本案についての一括質疑を終結いたします。

これより本案についての一括討論に入ります。これまで、これで本案について一括討論を終結いたします。

これより本案についての採決に入ります。まず、議案第 19 号 佐用町監査委員の委員…、選任につき同意を求めることについて原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を願います。

〔全員 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。挙手、全員と認めます。よって本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

続いて、議案第 20 号 佐用町監査委員の選任につき同意を求めることについて原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を願います。

〔全員 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。挙手、全員と認めます。よって本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

はい、入ってもろて。

〔石黒君 着席〕

日程第 8 . 議案第 21 号ないし第 23 号議案について

議長（梶原義正君） 続いて日程第 8 に入ります。

議案第 21 号ないし第 23 号議案についてを一括議題といたします。議案第 21 号から 23 号までの佐用町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについての 3 議案についてであります。事務局長に議案を朗読させます。事務局長。

事務局長（岡本一良君） 議案第 21 号 佐用町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて。次の者を佐用町公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定により、議会の同意を求める。現住所、佐用町奥長谷 657 番地。氏名、山本博。生年月日、昭和 6 年 12 月 8 日生まれ。平成 17 年 12 月 2 日提出。佐用町長 庵逄典章。

議案第 22 号 佐用町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて。現住所、佐用町久崎 413 番地。氏名、清水良勝。生年月日、昭和 13 年 6 月 20 日生まれ。平成 17 年 12 月 2 日提出。佐用町長 庵逄典章。

議案第 23 号 佐用町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて。現住所、佐用町米田 200 番地 1。氏名、内山宗一。生年月日、昭和 11 年 1 月 31 日生まれ。平成 17 年 12 月 2 日提出。佐用町長 庵逄典章。

以上です。

議長（梶原義正君） 提案に対する当局の説明を求めます。町長。

〔町長「はい、議長」と呼ぶ〕

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただいま上程をいただきました議案第 21 号ないし第 23 号議案 佐用町公平委員会委員の選任につき同意を求めることにつきまして提案の御説明を申し上げます。

合併に伴いまして空白となっておりました公平委員会委員につき、地方自治法第 180 条の 5 第 1 項第 3 号の規定により、委員会及び委員の設置により、議案第 21 号 佐用町公平委員会委員に山本博氏を選任いたしたく、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により、同意を求めるものでございます。

議案第 22 号 同規定によりまして佐用町公平委員会委員に清水良勝氏を選任いたしたく、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により、同意を求めるものでございます。

議案第 23 号も同規定によりまして佐用町公平委員会委員に内山宗一氏を選任いたしたく、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により、同意を求めるものでございます。

御同意いただきますようお願いを申し上げまして提案の説明といたします。

議長（梶原義正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。本案につきましても本日即決といたします。

これより本案についての一括質疑に入ります。質疑のある方ありませんか。

ないようですから一括質疑を終結いたします。

これより討論についての一括討論に入ります。討論の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） ないようですから、これで本案についての一括討論を終結いたします。

これより本案についての採決に入ります。まず、議案第 21 号 佐用町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を願います。

〔全員 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。挙手、全員と認めます。よって本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

続いて、議案第 22 号 佐用町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を願います。

〔全員 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。挙手、全員と認めます。よって本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

続いて、議案第 23 号 佐用町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を願います。

〔全員 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。挙手、全員と認めます。よって本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

日程第 9 . 議案第 24 号ないし第 27 号議案について

議長（梶原義正君） 続いて日程第 9 に入ります。

なお、ここであらかじめ申し上げておきますが、これ以降の議案書は予定案件として前もって配付いたしており、御熟読のこととしますので、会議の進行上朗読を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

日程第 9 は、議案第 24 号ないし第 27 号案についてを一括議題といたします。議案第 24 号 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について、議案第 25 号 兵庫県町議会議員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について、議案第 26 号 兵庫県市町交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約変更について、議案第 27 号 兵庫県土地開発公社定款の変更についてであります。提案に対する当局の説明を求めます。町長。

〔町長「はい、議長」と呼ぶ〕

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただいま一括上程をいただきました議案第 24 号ないし議案第 27 号について提案理由の説明を申し上げます。

それぞれ 18 年 2 月及び 3 月付けの市町の合併に伴い、合併市町村及び一部事務組合から加入・脱退及び名称変更の申し出により、規約の一部改正を行うものであります。

議案第 24 号 兵庫県市町村職員退職組合手当組合を組織する地方公共団体の数の

増減及び規約の変更については、洲本市及び五色町及び加東郡 3 町の合併による本組合に加入、姫路市への合併による飾磨郡 2 町、香寺町・安富町の本組合からの脱退による所要の整備を行うものであります。

次に、議案第 25 号 兵庫県町議会議員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更についても、同様に市町の合併による変更であります。

次に、議案第 26 号 兵庫県市町村、いや、市町交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更についても同様に市町の合併の関連による変更であります。よって、合併特例法第 9 条の 2 第 2 項及び地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第 27 号 兵庫県土地開発公社定款の変更については、社町・滝野町・東条町が加東市に、家島町・夢前町・香寺町及び安富町が姫路市になることから、土地開発公社経理基準要綱改正によるもの及び合併により出資金を 1 町当たり 150 万円の均一とし、基本財産を 4,200 万円から 1,800 万円に減額することに伴い、同公社定款を変更する必要があるため、公有地の拡大の推進に関する法律第 14 条第 2 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、新旧対照表を添付いたしておりますので御覧いただきたいと思ひます。御承認を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（梶原義正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。本案につきましても本日即決といたします。

これより、本案についての一括質疑に入ります。質疑のある方ありませんか。

ないようですので、これで本案についての一括質疑を終結いたします。

これより、本案についての一括討論に入ります。討論の発言ありませんか。

ないようですので、これで本案についての一括討論を終結いたします。

これより、本案についての採決に入ります。

まず、議案第 24 号 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更についてを原案のとおり可決することに賛成の方、挙手願ひます。

〔全員 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。挙手、全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 25 号 兵庫県町議会議員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更についてを原案のとおり可決することに賛成の方、挙手願ひます。

〔全員 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。挙手、全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 26 号 兵庫県市町交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更についてを原案のとおり可決することに賛成の方、挙手願ひます。

〔全員 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。挙手、全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 27 号 兵庫県町土地開発公社定款の変更についてを議案のとおり、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

〔全員 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。挙手、全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 10 . 議案第 28 号 佐用町火災予防条例の一部を改正する条例について

議長（梶原義正君） 続いて日程第 10 に入ります。

議案第 28 号 佐用町火災予防条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案に対する当局の説明を求めます。町長。

〔町長「はい、議長」と呼ぶ〕

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただいま上程をいただきました議案第 28 号 佐用町火災予防条例の一部を改正する条例につきまして提案の御説明をもうしあげます。

この度の改正は消防法の一部改正の交付に伴い、国が示す火災予防条例の一部が改正され、これに準じて佐用町火災予防条例の一部改正を行うものであります。今回の改正内容といたしまして、住宅に住宅用防災機器の設置及び維持に関する条項を条例で定めるもので大きく分けると 6 つございます。

1 つ目は、住宅の所有者、管理者又は占有者は、基準に従って住宅用防災機器を設置し、及び維持するよう定めるものでございます。

2 つ目は、住宅用防災機器の感知器を設置すべき住宅の部分及び位置、住宅の部分に応じた感知器の種別、その他住宅用防災警報器等の設置及び維持に関する基準の細目等を定めるものであります。

3 つ目は、一定のスプリンクラー設備又は自動火災報知器設備を設置した場合については、住宅用防災機器の設置及び維持を免除することを定めるものでございます。

4 つ目は、住宅用防災警報器等の設置及び維持の基準にかかる消防長又は消防署長による特例を規定したものでございます。

5 つ目は、高齢化の進展の中で住宅の火災予防の推進が重要課題であることにかんがみ、住宅における火災の予防の推進に関する条項として、市町村の責務及び住民の責務を定めるものでございます。

6 つ目は、この条例の施行期日を、新築住宅は平成 18 年 6 月 1 日とすることと、既存住宅に対する適応については平成 23 年 6 月 1 日と定めるものでございます。

御承認いただきますようお願いを申し上げます。提案の説明といたします。

議長（梶原義正君） ここであの、消防長の方から前回の説明にちょっと訂正箇所ができたんで、あの、説明したいということなんで。はい、消防長。

消防長（加藤隆久君） はい、失礼します。前回、先日のですね、臨時会におきまして笹田議員の方から御質問のありました、あの、山林等にですね警戒区域の設定でですね、罰則規定があるんかということの御質問だったと思うんですけども、一部条例、火災予防条例のですね一部改正についてはございませんけども、消防法ではございますのでその点をちょっと訂正...、訂正言うんですか、付け加えさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

〔笹田君「岡本義次議員や、罰則は」と呼ぶ〕

消防長（加藤隆久君） 岡本義次議員の、えっとあの、タンクのですね、検査ですね、設置後の。その件につきましては、えっと査察に行ったときに指導はします。行政指導ということで、あの消防法上は規制はありません。以上でございます。

議長（梶原義正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

日程第 11 . 議案第 30 号 佐用町総合計画審議会条例の制定について

議長（梶原義正君） 続いて日程第 11 に入ります。

議案第 30 号 佐用町総合計画審議会条例の制定についてを議題といたします。提案に対する当局の説明を求めます。町長。

〔町長「これはもう...」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） それはまた後で、後で一括審議。

〔町長「はい、失礼しました。議長」と呼ぶ〕

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただいま上程をいただきました議案第 29 号 佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する...。

〔議場騒然〕

町長（庵逄典章君） どうも失礼しました。元へ戻りまして、30 号の提案説明をさせていただきます。ただいま上程をいただきました議案第 30 号 佐用町総合計画審議会条例について提案の御説明を申し上げます。この度の合併によりまして地方自治法第 2 条 4 項により、新佐用町の総合計画を定める必要があり、平成 17 年度、18 年度の 2 箇年で町の総合計画を策定しようとするものであります。そのため佐用町総合計画審議会条例を定め、審議会を設置し、委員の選任や報酬の枠等を定めようとするものでございます。御承認を賜りますようお願いを申し上げ、提案の説明といたします。

議長（梶原義正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

日程第 12 . 議案第 31 号 佐用町合併記念事業検討委員会条例の制定について

議長（梶原義正君） 続いて日程第 12 に入ります。

議案第 31 号 佐用町合併記念事業検討委員会条例の制定についてを議題といたします。提案に対する当局の説明を求めます。町長。

〔町長「はい」と呼ぶ〕

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただいま上程をいただきました議案第 31 号 佐用町総合...、佐用町合併記念事業検討委員会条例の設置について提案の御説明を申し上げます。合併記念事業につきましては、新町の誕生を広く内外に発信するとともに、新佐用町にふさわしい魅力あふれるまちづくりを進めるための契機として、合併記念事業を実施するために合併記念事業検討委員会を設置し、して、次の事業を進めるものであります。

事業の内容といたしましては、記念式典を開催し、町章を発表する。式典では各地域の特色ある文化・伝統芸能等の発表などを予定しております。新佐用...。2 番目に新佐用町にふさわしい町章を策定をする...、を募集し、策定をする事業でございます。3 番目は住民主体事業として新町の一体感の情勢や住民の交流を図るため、住民自ら企画して実施する事業を募集して、新佐用町誕生記念イベントとして支援をするものでございます。また 4 つ目は町境案内板、集落案内板の設置について、集落案内板につきまして...、案内板を再設置するとともに町境の看板の町名変更をしようとするものでございます。

等々でありまして十分あの、これから、あの、準備を進めてまいりたいと思いますので、設置に、委員会の設置につきまして御承認賜りますようお願いを申し上げて提案の説明といたします。

議長（梶原義正君） 議案に対する当局の説明は終わりました。

日程第 13 . 議案第 29 号 佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議長（梶原義正君） 続いて日程第 13 に入ります。

議案第 29 号 佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案に対する当局の説明を求めます。町長。

〔町長「はい」と呼ぶ〕

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） 　　ただいま上程をいただきました議案第 29 号 佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について提案の御説明を申し上げます。この度の改正は佐用町総合計画審議会に専門委員を委嘱するために日額報酬として 4 万 5,000 円の追加と合併記念諸事業実施のための検討委員会を設置するために日額報酬として 5,400 円を追加するものでございます。御承認を賜りますようお願いを申し上げ、提案の説明といたします。

議長（梶原義正君） 　　提案に対する当局の説明は終わりました。

日程第 14 . 議案第 32 号 佐用町公の施設の指定管理者の指定等に関する条例の制定について

議長（梶原義正君） 　　続いて日程第 14 に入ります。
議案第 32 号 佐用町公の施設の指定管理者の指定等に関する条例の制定についてを議題といたします。提案に対する当局の説明を求めます。町長。

〔町長「はい、議長」と呼ぶ〕

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） 　　ただいま上程をいただきました議案第 32 号 佐用町公の施設の指定管理者の指定等に関する条例の制定につきまして提案の御説明を申し上げます。平成 15 年 6 月 13 日、法律第 81 号により地方自治法の一部を改正する法律が交付され、指定管理者制度の導入に関する条項が整備されました。これまでは、公的団体に限定をされておりました管理委託制度から指定管理者制度に改正され、法人その他の団体で地方公共団体が指定するものに施設の管理運営を委託することができるようにできることとなり、同年 9 月 2 日から施行されております。地方自治法第 244 条の 2 第 2 項の規定に基づき、地方公共団体は改正法の施行後 3 年以内に条例により指定の手続き等を定めることとなっておりますので、今議会に提案するものでございます。御審議をいただきまして御承認いただきますようお願いを申し上げて提案の説明とさせていただきます。

議長（梶原義正君） 　　提案に対する当局の説明は終わりました。

日程第 15 . 議案第 33 号 町道路線の認定について

議長（梶原義正君） 　　続いて日程第 15 に入ります。
議案第 33 号 町道路線の認定についてを議題といたします。提案に対する当局の説明を求めます。町長。

〔町長「はい、議長」と呼ぶ〕

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） 　　ただいま上程をいただきました議案第 33 号 町道路線の認定につきまして提案の御説明を申し上げます。この度、道路新設事業で佐用町末廣、字、元兼地区、旧三日月町に新たな生活道路を整備いたしました。なお、延長は 64.2 メートル、幅員は 4 メーターから 7 メーターであります。供用開始に先立ち道路法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決が必要でございますので、御承認賜りますようお願い申し上げます。提案の説明といたします。

議長（梶原義正君） 　　提案に対する当局の説明は終わりました。

日程第 16 . 議案第 34 号 平成 17 年度農作物共済事業の損害防止事業に伴う特別積立金の取り崩しについて

議長（梶原義正君） 　　続いて日程第 16 に入ります。
議案第 34 号 平成 17 年度農作物共済事業実施の損害防止事業に伴う特別積立金の取り崩しについてを議題といたします。提案に対する当局の説明を求めます。町長。

〔町長「はい、議長」と呼ぶ〕

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） 　　ただいま上程をされました議案第 34 号 平成 17 年度農作物共済事業の損害防止事業実施に伴う特別積立金の取り崩しについて提案理由の御説明を申し上げます。この積み立て金の取り崩しについては本年度も実施いたしましたイネミズゾウムシの駆除、薬剤散布に対し補助を行うもので、対象者は 2,150 名。交付金額は 194 万 8,317 円で、そのうち連合会請求分を除いた 122 万 4,317 円を取り崩したいので、農業共済条例第 131 条第 4 項の規定により議会の議決を求めます。交付の時期は、平成 18 年 1 月 26 日頃を予定しております。以上、提案理由の御説明といたします。

議長（梶原義正君） 　　提案に対する当局の説明は終わりました。

日程第 17 . 議案第 35 号 農作物共済無事戻し金の交付について

議長（梶原義正君） 　　続いて日程第 17 に入ります。
議案第 35 号 農作物共済無事戻し金の交付についてを議題といたします。提案に対する当局の説明を求めます。町長。

〔町長「はい、議長」と呼ぶ〕

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） 　　ただいま上程をされました議案第 35 号 農作物共済無事戻し

金の交付について提案理由の説明を申し上げます。今回の無事戻し金の交付対象年度は、平成 14 年度から平成 16 年度までの 3 年間で、この間に共済金の払い戻しを受けなかった場合等に掛金の 2 分の 1 を限度として交付するもので、麦は対象者 39 名で、金額は 6 万 3,066 円。水稻は対象者 960 名で、金額は 112 万 347 円をそれぞれ交付するものであります。交付の時期は、平成 18 年 1 月 26 日頃を予定しております。御承認いただきますようお願いを申し上げ提案理由の説明といたします。

議長（梶原義正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

日程第 18 . 議案第 36 号 平成 17 年度佐用町一般会計予算案の提出について

議長（梶原義正君） 続いて日程第 18 に入ります。

議案第 36 号 平成 17 年度佐用町一般会計予算の提出についてを議題といたします。提案に対する当局の説明を求めます。町長。

〔町長「はい」と呼ぶ〕

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただいま上程をいただきました議案第 36 号 平成 17 年度佐用町一般会計予算につきまして提案の理由の御説明を申し上げます。平成 17 年度の佐用町一般会計ならびに各特別会計予算の御審議をお願いするにあたりまして、佐用郡内 4 町が本年 10 月 1 日に合併したことに伴います新予算であります。17 年度の半期分は既に予算執行し、本年 9 月末日をもって打ち切り決算されておりますので、旧町の 17 年度予算の未執行経費、未収入分、また新たに発生をいたしましたアスベスト対策経費、クリーンセンターの 1 号炉をガス冷却室内修繕。緊急等、緊急を要する経費などを整理いたしまして計上した予算でございます。

平成 17 年度佐用町の予算第 1 条

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 77 億 6,201 万 4,000 円と定めております。第 1 表の歳入の内訳でございますが、第 5 款 町税の総額、7 億 7,976 万 5,000 円を計上いたしております。

第 10 款 地方譲与税、1 億 6,996 万 5,000 円。内訳は第 15 項 自動車の増加に伴い増加する道路整備や交通渋滞に対する対策など、道路整備財源の強化を図る目的で交付される自動車重量贈与税...、譲与税、9,480 万 5,000 円。第 20 項 地方道の整備に要する道路目的財源として道路の延長及び面積に案分され、交付されます地方道路譲与税 3,588 万 6,000 円。第 25 号...、項 所得税のうち平成 17 年度税源以上額 1 兆 1,159 億が平成 12 年度国勢調査人口に応じて、都道府県 5 分の 3、市町村 5 分の 2 にとして配分される所得譲与税、3,927 万 4,000 円といたしております。

第 10 款 利子割交付金、396 万 8,000 円は県内総貯蓄額の利子の 5 パーセント分が県税として徴収され、100 分の 95 の額の 5 分の 3 が各市町村、個人県民税の割合に応じて交付されるものです。

第 16 款 配当割交付金、281 万 8,000 円は県が徴収した住民税配当割額から事務費 5 パーセントを控除した後の 100 分の 68 が各市町個人県民税の割合に応じて交付されるものであります。

第 17 款 株式譲渡所得割交付金、80 万円は県が徴収した住民税株式譲渡所得割額

から配当割交付金同様の算出によりまして交付されるものであります。

第 18 款 地方消費税交付金、7,252 万円は地方消費税の兵庫県配分額を国勢調査の各市町人口と事業...、事業所統計調査による各市町従業者の割合に応じて交付されるものであります。

第 20 款 ゴルフ場利用交付金、3,460 万 5,000 円はゴルフ場所在地の町に対して県税として徴収された 10 分の 7 に相当する額が交付されるものでございます。

第 25 款 自動車所得税交付金、8,722 万 3,000 円は自動車取得税として徴収された 100 分の 95 の 70 パーセントが交付されるものでございます。

第 30 款 地方交付税、16 億 7,922 万 3,000 円の内訳は、普通交付税、11 億 5,262 万 3,000 円。特別交付税、5 億 2,660 万円といたしております。

第 35 款 交通安全対策特別交付金、225 万 2,000 円は道路法第 128 条第 1 項の規定により交付される反則金にかかる収入見込み額に相当する金額を安全施設整備事業の財源措置として交付されるものでございます。

第 40 款 分担金及び負担金、9,731 万 6,000 円。第 10 項 分担金は久崎集会施設分担金、農業費分担金の大坪地区基盤整備促進事業分担金。第 15 項 分担金は児童福祉施設...、施設費分担金などが主なものでございます。

第 45 款 使用料及び手数料、1 億 3,749 万 9,000 円。第 10 項 使用料はキャンプ場使用料、町営住宅使用料、町民プール使用料。第 15 項 手数料は塵芥手数料などが主なものでございます。

第 50 款 国庫支出金、6 億 8,859 万 1,000 円。第 10 項 国庫負担金は障害者支援費負担金、1 億 2,852 万 4,000 円。公共土木施設災害復費負担金、1 億 9,216 万 2,000 円。第 15 項 国庫補助金関係は土木費補助金、3 億 1,418 万 9,000 円などが主なものでございます。

第 55 款 県支出金、8 億 684 万 7,000 円。第 10 項 県負担金関係では民生費負担金、1 億 4,991 万 3,000 円。第 15 項 県補助金関係は民生費補助金、1 億 8,536 万 1,000 円。農林水産業費補助金、1 億 6,837 万 2,000 円。災害復旧費補助金、1 億 7,806 万 6,000 円。第 20 項 委託金関係では県営地籍調査事業委託金、4,947 万 5,000 円などが主なものでございます。

第 60 款 財産収入、3,411 万 4,000 円。第 10 項 財産収入、1,700 万 9,000 円は土地賃借料と基金から生じます預金利子分。第 15 項 財産売払収入は南光下徳久、中安駐在所跡地、三日月廣山町営住宅跡地などの土地売払分を計上いたしております。

第 65 款 寄付金、726 万 3,000 円は土地改良事業寄付金、消防施設寄付金、農林水産施設災害復旧費寄付金などが主なものでございます。

第 70 款 繰入金、4 億 3,059 万 9,000 円。第 15 項 繰入金、4 億 2,569 万 8,000 円のうち財政調整基金を 3 億 6,000 万円繰り入れすることといたしております。

第 80 款 諸収入は 12 億 2,124 万 6,000 円。第 30 項 雑入の旧町剰余金繰入、10 億 9,430 万 9,000 円が主なものでございます。

第 85 款 町債、15 億 540 万円の主なものは、総務費、総務債、7 億 7,800 万円。土木債、4 億 7,010 万円。災害復旧債、1 億 990 万円などでございます。

次に、歳出でございますが、各款共通の人件費等は省略させていただき、主なものを説明をさせていただきます。第 5 款 議会費、1 億 5,257 万円のうち新たなものは、議場にかかる修繕料及び備品、議会と...、会議録音設備賃借料でございます。第 10 款 総務費、11 億 4,946 万 3,000 円のうち、10 項 総務管理費は 35 目 企画費で町総合計画策定経費、合併以降サイン整備事業経費、75 目 放送施設管理運営費で防災行政無線統合事業の関係経費などが新たなもので、25 項 選挙費関係は 30 目で 11 月 13

日に執行いたしました町長選挙費。40 目、平成 18 年 2 月に執行予定であります農業委員会委員選挙費の経費が主なものでございます。

次に、第 15 款 民生費、15 億 9,071 万 6,000 円のうち特別会計への繰出金は 10 項 10 目 国民健康保険特別会計、介護保険特別会計への繰出金。同様に 15 目におきましても、朝霧園特別会計、老人保健特別会計。4 会計合計で 5 億 3,767 万 7,000 円となっております。また、民生費関係、各 23 節 償還利子及び割引料は過年度返還金が確定いたしました返納金を献上...、計上いたしております。

第 20 款 衛生費、6 億 4,086 万 4,000 円のうち第 10 項 30 目 診療所費の 15 節 工事請負費は西新宿診療所トイレ水洗化工事経費。第 15 項 清掃費、15 目 塵芥処理費におきまして 1 号炉をガス冷却施設の耐火物の修繕が必要となりました経費、2,927 万 4,000 円。また、第 20 目 し尿処理費は汚泥乾燥焼却施設修繕費などの経費、200 万 8,000 円を計上いたしましたものが主なものでございます。

第 25 款 農林水産業費、5 億 8,189 万 6,000 円のうち、10 項 10 目 農業委員費の報酬は委員改選までの 62 名分、平成 18 年 2 月までのものでございます。15 目 農会長報酬は 151 名分、旧町の農会長組織で運営することになっております経費が主なものでございます。30 目 畜産業費の 17 節 土地建物購入費は末兼の牧場競売物、物件の参加予算、40 目 農地費で 13 節 測量調査設計委託料は佐用町の観音池調査測量、佐用川遺跡調査業務及び南光の阿賀屋池調査業務委託の関係経費でございます。45 目 山村振興対策事業費は下石井地区の獣害防止策設置事業が主なものでございます。50 目 基盤整備促進事業費は佐用大坪地区ほ場整備にかかる経費でございます。55 目 地籍調査事業費は佐用横坂地区、宗行地区、上月皆田地区、南光漆野地区、三日月上本郷地区の地籍調査関係の経費であり、18 節 備品購入費は地籍調査事務支援システム機器購入が新たなものでございます。15 項 10 目 林業総務費の 13 節 町、町行造林事業委託は佐用豊福の間伐枝打ち施業にかかります経費。15 目 13 節 緑資源機構育成費は三日月公団造林事業にかかる委託でございます。20 目 林業開設事業費は林道三日月本郷線開設事業にかかる経費。25 目 治山事業につきましては旧佐用町の豊福、大木谷、中ノ原、水根地区の県単独補助治山事業にかかる予算でございます。

第 30 款 商工費、6,186 万 9,000 円のうち 10 項 20 目 観光費の 15 節 工事請負費におきまして、上月ビックスライダー修繕工事費、経費が新たなものでございます。

第 35 款 土木費、11 億 3,240 万 4,000 円のうち、10 項 10 目 土木総務費で急傾斜地崩壊対策事業負担金は、長谷坊、早瀬、三ツ尾の 3 箇所分。10 項 10 目 道路橋梁総務費では旧上月町で上月町、旧南光町道路台帳整備経費であります。15 目 道路維持関係、維持費関係は、冬季に備え凍結防止剤散布及び除雪作業委託料などを計上。20 目 道路新設改良費では町道各路線にかかる登記委託料、工事請負費、購入財産購入費、補償補填などにかかる経費、2 億 7,837 万円を計上。40 目 橋梁新設改良費は櫛田平谷橋橋梁にかかる経費であります。20 目...、20 項 10 目 河川総務費は町内の河川清掃事業にかかる経費であります。25 目 都市計画費は播磨高原広域事務組合への下水道・上水道事業繰出金が主なものであります。30 項 下水道費は特定環境保全公共下水道事業特別会計への繰出金。35 項 10 目 住宅管理費の工事請負費は久崎住宅駐車場整備、中町団地改修、折口団地法面工事にかかる経費を計上。25 目 公営住宅建設事業費は上上月団地建て替え工事にかかる経費が主なものでございます。

第 40 款 消防費、3 億 272 万 9,000 円のうち 15 目 非常備消防費で需用費のうち被服費で各地区団員の統一を図るため帽子の購入経費。18 節 備品購入費のうち車両購入経費といたしましては小型動力ポンプ付き積載車 5 台、上月 3 台、三日月 2 台分。

また消防施設整備費補助金は三日月防火水槽 2 箇所分。三日月ポンプ庫新築経費などが主なものとなっております。

第 45 款 教育費、7 億 13 万 1,000 円のうち、15 項 小学校費、10 目 学校管理費の 13 節のうち測量調査委託料 1,684 万 5,000 円の内訳は久崎小学校体育館の測量設計分、三日月小学校法面復旧工事委託料、三河小学校耐震審査委託料。工事請負費は久崎小学校アスベスト対策工事、三日月...、三日月小学校法面復旧工事経費でございます。20 項 中学校費、10 目 学校管理費の工事請負費は佐用中学校ランチルーム周辺ほか舗装工事経費を計上いたしております。25 項 24 目 上月文化会館運営費及び 30 項 20 目 体育館運営費の 15 節 工事請負費はアスベスト対策工事関係経費が新たなものでございます。

第 50 款 災害復旧費、3 億 6,289 万 5,000 円のうち 10 項 10 目 16 年災害によります旧佐用町、旧上月町分の 16 年度からの繰越件数 157 件、17 年度繰越分を含みます 99 件で、農地・施設等の復旧工事関係経費、町単独小災害復旧工事地元施行補助金は 110 件分を計上いたしたものでございます。15 項 公共土木施設災害復旧費は 16 年度発生の道路災害、道路・河川 90 路線にかかる繰越分を含めた関係経費でございます。

第 55 款 交際費の 10 億 867 万 7,000 円は 639 件分にかかる元利償還金でございます。

第 60 款 諸支出金は、支出金 6,480 万円の内訳は 15 項 10 目 公営企業出資金、4,372 万 1,000 円。20 項 10 目 基金費は各基金利子 83 万...、837 万 9,000 円を計上いたしております。

第 99 款 予備費、1,300 万円。債務負担公費第 2 条、地方自治法第 240...、214 条の規定により債務を負担する行為...、ちよつともとへ、債務を負担する行為することができる事項、期間及び限度額は第 2 表債務負担行為によるもので 6 ページを御覧ください。地方債第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができることができる地方債の起債の目的、限度額起債の方法、利子及び償還の方法は第 3 表地方債によるもので、7 ページから 9 ページを御覧いただきたいと思ひます。

以上が長くなりましたが一般会計予算の概要でございます。御承認をいただきますようお願いを申し上げます。提案の説明とさせていただきます。

議長（梶原義正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

議長（梶原義正君） 次は日程第 19 に入ります。議案第 37 号...

水道課長（西田建一君） それでは、あの失礼させていただきます。特別会計の提案説明に入ります前に、（聴取不能）の最後でございますが、議案第 50 号の佐用町水道事業会計のところでございます。その中の 1 点、訂正をいたします。23 ページでございますが、給与費の明細の中で 23 ページ、(6) 番の期末勤勉手当でございます。その支給期別の支給率、12 月分を「2.30」という記載をさせていただいておりますけれども、「2.35」ということで訂正をお願いをしたい。先般の条例の改正の中で「2.35」という支給率になったようでございますので、その点よろしく御訂正お願いを申し上げます。以上でございます。

〔「もう一遍言うて。もう 1 回」と呼ぶ者あり〕

水道課長（西田建一君） 企業会計でございます。23 ページでございます。給与費の明細のうち、(6)番の期末勤勉手当の支給期別の支給率でございますが、12 月分を「2.30」という記載をさせていただいておりますけれども、ほかの会計と同様に「2.35」ということでよろしく訂正をお願いしたいということでございます。で、支給率の計といたしまして、下半期の「2.35」、それから合計といたしまして「4.45」ということで訂正をよろしく願いをいたします。以上でございます。

議長（梶原義正君） 今の説明分かりましたか。

議長（梶原義正君） あのこれ後で、後でというよりも今日…。

水道課長（西田建一君） そしたらあの、23 ページの分、全文差し替えということで後ほどお配りをさせていただきますんで、よろしく願いいたします。

議長（梶原義正君） それじゃああの、後であの差し替えをお願いするそうですので御了承願います。

日程第 19 . 議案第 37 号ないし第 50 号議案について

議長（梶原義正君） 次は日程第 19 に入ります。

議案第 37 号ないし第 55 議案についてを一括議題といたします。本案は平成 17 年度 13 特別会計及び 1 事業会計の予算案についてであります。提案に対する当局の説明を求めます。町長。

町長（庵逄典章君） ちょっと待ってくださいね。5 分。ちょっとあんまりにも急いで。ちょっと休憩。

議長（梶原義正君） それじゃあ、あの、ちょっと 5 分ほど休憩いたします。

午前 11 時 29 分 休憩

午前 11 時 40 分 再開

議長（梶原義正君） ちょっと席へ戻ってください。それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次は日程第 19 に入ります。

議案第 37 号ないし第 55 議案についてを一括議題といたします。本案は平成 17 年度 13 特別会計及び 1 事業会計の予算案についてであります。提案に対する当局の説明を求めます。町長。

〔町長「はい、議長」と呼ぶ〕

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただいま上程をいただきました議案第 37 号から

50号につきまして提案の御説明を申し上げます。

まず、議案第37号 国民健康保険特別会計予算案についての説明を申し上げます。歳入より説明をいたします。

第5款 国民健康保険税は一般被保険者分では、医療費給付分…、給費分及び介護給付費分の減年度分と滞納分合わせて、2億8,325万1,000円でございます。退職被保険者分は同じく合計では、7,834万3,000円であります。

第20款 国庫支出金の10項10目10節の現年度分は医療費給付費分、保健…、老人保健拠出金分及び介護納付金分の合計で2億1,847万4,000円となります。過年度分は、204万8,000円は16年度確定精算によるものでございます。15項10目10節の普通調整交付金は、1億7,601万円は療養諸費、高額医療費、移送費の一般被保険者分、老人保健費…、老人保健医療費拠出金及び介護給付費納付金に対する調整交付金でございます。

25款 療養給付費交付金は医療諸費、高額医療費、移送費の退職被保険者分でございます。

第30款 県支出金の20項20目10節 県財産…、財政調整交付金は国庫支出金の普通調整交付金と同様の内容で3,413万6,000円でございます。

第35款 共同事業交付金、1,594万円は高額医療費協同事業交付金で16年度実績による交付金でございます。

第54款 繰入金の10項10目 一般会計繰入金はルールに基づき一般会計から繰入を受けるもので、内容は10節から30節の説明欄に記載のとおりであります。10項10目の準備基金繰入金は旧4町の基金を繰入するものでございます。

第55款 諸収入の15目…、15項35目10節の雑入は旧4町の剰余金で、3,959万8,000円となります。

続いて歳出について説明いたします。職員にかかる人件費関係については省略をさせていただきます。

第10款 総務費の10項10目11節の需用費は総額2,315万…、231万5,000円で、主なものは電算システムプログラム、レセプトファイル、保険証の印刷費等でございます。12節 役務費では保険証の更新による郵送料及び通常の郵券料でございます。13節 委託料は国保連合会への電算処理委託料176万4,000円が主なものです。15款 保険給付費の10項10目 一般被保険者療養給付費は、3億5,619万5,000円。15目 退職被保険者等医療給付費は、2億8,210万円。20目の一般被保険者医療費は、270万9,000円。25目 退職被保険者等医療費は、238万円でございます。30目 審査支払手数料は連合会への審査手数料で、171万6,000円であります。15項の高額医療費では10目 一般被保険者高額医療費で、4,340万円。退職被保険者等高額医療費で1,942万5,000円を計上いたしております。25項 出産育児諸費では、10人分300万円。30項 葬祭諸費は、133人分で332万5,000円を見込んでおります。

第20款 老人保健拠出金の10項10目 老人保健医療費拠出金は、2億1,115万9,000円。15目 老人保健事務費拠出金は、405万円でございます。

第25款 介護納付金は、5,252万4,000円。

第30款 共同事業拠出金は、2,439万9,000円の計上であります。

第35款 保健事業は総額372万6,000円ではありますが、主なものは需要費の印刷費、製本費の90万円で、制度周知用パンフレットの制作費及び委託料のがん検診委託料、96万7,000円あります。

第50款 諸支出金の10目 償還金及び還付加算金は前年度実績による交付金の返還金でございます。15項 旧町借入金返済金、3億6,110万円は9月末の決算時にお

いては国県の交付金・補助金等の収入が見込めないため、一時借り入れによって決算をいたしており、その借入金を返済するものであります。

第 50 款 予備費は、1,544 万 4,000 円を計上いたしております。

以上で国民健康保険特別会計予算の説明といたします。

次に、議案第 38 号 佐用町老人保健特別会計予算につきまして提案の御説明を申し上げます。本予算の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 20 億 9,192 万 1,000 円といたしております。まず、歳入より御説明をいたします。

第 5 款 支払基金交付金は、11 億 7,856 万 2,000 円で、歳入全体に占める割合は 56.3 パーセントであります。

続いて、第 10 款 国庫支出金は、5 億 4,968 万 6,000 円となり、歳入に占める割合は 26.3 パーセント。

第 15 款 県支出金は、1 億 4,773 万 5,000 円で、歳入に占める割合は 7.1 パーセント。

第 20 款 繰入金是一般会計よりルールに基づく繰入金、1 億 8,000 万...、8,050 万円となっております。

また、第 30 款の諸収入の 3,543 万 8,000 円の中では合併前の各旧町の 9 月決算...、9 月末決算に基づく剰余金として、3,509 万 1,000 円及び第三者行為による納付金、34 万 4,000 円等を見込んでおります。

続いて歳出の御説明を申し上げます。

第 5 款 医療諸費においての 19 億 549 万 3,000 円は平成 14 年度 10 月の制度改正により、これまで満 70 歳以上の高齢者が対象となっていたものを、平成 19 年度 10 月に満 75 歳へと年齢を引き上げる経過措置期間中であり、本年 10 月末現在の対象者 4,240 人にかかわる医療費であります。歳出全体に占める割合は 91.1 パーセントでございます。

第 10 款 諸支出金は、1 億 8,614 万円で旧 4 町における過年度分の国県への精算金として返納金、1,493 万 9,000 円及び一般会計への返納分を繰出金として 470 万 1,000 円を計上いたしました。また合併による 9 月末決算処理のため一時借入金を行っておりました返済金として、1 億 6,650 万円を計上いたしております。

第 15 款 公債費では一時借入金の利子として、27 万 8,000 円を計上いたしております。

以上が老人保健特別会計予算の説明でございます。

次に、議案第 39 号 平成 17 年度介護保険特別会計予算についての提案説明を申し上げます。第 1 条で歳入歳出予算総額を、9 億 6,917 万 3,000 円と定めております。まず、歳入につきましては第 1 号被保険者保険料、1 億 629 万 3,000 円。督促手数料としての使用料及び手数料が 4,000 円。国庫支出金、2 億 1,670 万 1,000 円。支払基金交付金、2 億 8,935 万 6,000 円。県支出金、1 億 1,285 万 9,000 円。介護保険給付費、準備基金利子の財産収入が 1,000 円。一般会計介護保険給付費準備基金からの繰入金が 1 億 7,070 万 5,000 円。旧町の剰余金等の諸収入が 7,325 万 4,000 円といたしております。

次に、歳出につきましては総務費の 4,679 万 5,000 円が主なもので、歳出につきましては、総務費、4,679 万 6,000 円の主なものは、電算システム保守点検委託料、319 万 5,000 円。第 3 期介護保険事業計画策定委託料、231 万円。郡医師会負担金、52 万 8,000 円。国保連合会負担金、21 万 1,000 円。介護認定審査会報酬...、委員報酬、175 万円。運営委員報酬、54 万円で、保険給付費、8 億 9,817 万 4,000 円は介護サービス等諸費、8 億 40 万 6,000 円。支援サービス等諸費、2,342 万 9,000 円。その他諸費、

117万8,000円。高額介護サービス等諸費、518万1,000円。特定入所者介護サービス等、6,798万円であります。財政安定化基金拠出金、129万4,000円は県に設置されている基金への拠出金であり、基金積立金、1,000円。県補助金等の返還金の諸支出金、790万9,000円。予備費、1,500万円でございます。第2条においては地方自治法第253条の3第2項の規定により、一時借入金の最高額を定めております。また、3条においては地方自治法第220条第2項に但書きの規定による歳出予算の流用を定めております。

以上が介護保険特別会計予算の説明で...、予算でございます。

次に、議案第40号 朝霧園特別会計予算について提案の御説明を申し上げます。

本予算の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,173万円といたしております。

まず、歳入により...、歳入より御説明をいたします。

第10款 事業収入は、6,796万6,000円で、これは定員50人の入所者にかかわる生活扶助費及び施設事務費で、収入全体に占める割合は95.6パーセントでございます。

22款 寄附金は名目となり、続いて25款の繰入金は、繰入金、120...、12万3,000円は一般会計からの繰入金でございます。

35款 諸収入、298万3,000円は短期入所者の宿泊費、48万7,000円を、また食事代9万7,000円のほか旧佐用町の9月決算から引き継いだ剰余金として、239万8,000円を計上いたしております。

続いて歳出を御説明を申し上げます。

10款 民生費、10項 老人ホーム費のうち、10目の一般管理費は施設職員にかかる人件費及び施設管理費を計上し、第15節 工事請負費では施設内の食堂及び娯楽室の天井葺きつけ台に微量ではございますが、調査によりアスベスト成分が含まれていることが判明いたしましたので、この塗装部分の封じ込め工事を行う経費406万円を計上いたしました。また、第15目の運営費では、11節の需用費、1,394万8,000円では施設運営のための光熱水費をはじめとする経費、及び50名分の入所者の食事材料費などを計上をいたしております。第20節の扶助費では入所者のうちの...、うち、医療機関への入院者の日用品経費、慰安娯楽費などを計上し、第15款 予備費では、4万円の予算計上をいたしております。

以上が朝霧園特別会計予算でございます。

次に、平成17年度の佐用町簡易水道特別会計歳入歳出予算について御説明を申し上げます。

はじめに本町の簡易水道事業の概要を申し上げます。新佐用町の区域内面積307.51ヘイホウキロメートル内において佐用町簡易水道中部...、佐用簡易水道、中部簡易水道、奥海簡易水道、南部簡易水道、北部簡易水道、三日月簡易水道の6つの簡易水道を有し、給水人口100...、1万5,713人、一日最大給水量7,887立方メートルの給水を行っています。町民の皆さんに安心して使用していただく水の安定した供給を目指し、維持管理に努めております。また常に事業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進に帰するための予算編成を行ってまいりました。

それでは、予算の概要を申し上げます。

まず、本予算の総額は歳入歳出それぞれ13億761万9,000円といたしております。

それでは、歳入より説明をいたします。

第10款 分短期及び負担金、第10項 負担金については新規加入負担金8戸分、240万円。給水工事費負担金、160万円を見込み計上いたしました。第15項 分担金については、奥海地区加入分担金47戸分、470万円を計上をいたしました。第15款 使用料及び手数料、第10項 使用料については現年度分として佐用簡易水道及び中部

簡易水道使用料 8,234 万 1,000 円。南部簡易水道使用料及び北部簡易水道使用料、7,139 万 4,000 円、三日月簡易水道使用料、3,603 万 5,000 円。及び臨時使用料として、19 万 9,000 円。合計、18 億 9,900...、いや、1 億 8,996 万 9,000 円を計上をいたしております。

第 15 款 使用料及び手数料、第 15 項 手数料についてはそれぞれ規定に基づき所要の金額を計上をいたしました。

第 20 款 国庫支出金、第 10 項 国庫補助金については、奥海簡易水道新設事業補助金、1 億 59 万 7,000 円、補助率 10 分の 4。北部漆野簡易水道統合水量拡張事業補助金、1 億 573 万 7,000 円、補助率 3 分の 1。三日月簡易水道浄水施設改良事業補助金、4,311 万 6,000 円、補助率 4 分の 1 とし、合計 2 億 4,945 万円を計上をいたしております。

第 30 款 財産収入、第 10 項 財産運用収入については、簡易水道事業基金積立金利息、30 万 5,000 円を計上いたしております。

第 35 款 繰入金、第 10 項 一般会計繰入金については、建設改良費等の繰入金として 9,419 万 5,000 円を計上いたしました。

第 45 款 諸収入、第 15 項 雑入については、配水管移設補償金、440 万円。消費税還付金、2,477 万 5,000 円。旧町の決算に伴う余剰金、7,044 万 8,000 円を計上し、その内訳として佐用郡、4,334 万 3,812 円。南光分、10...、1,265 万 5,284 円。三日月分、1,444 万 9,037 円であり、合計、9,962 万 4,000 円を計上いたしております。

第 90 款 町債については、奥海簡易水道新設事業に 1 億 7,410 万円。北部漆野簡易水道統合水量拡張事業に 2 億 7,650 万円。三日月簡易水道浄水施設改良事業に 2 億 1,460 万円を見込み、合計 6 億 6,520 万円計上をいたしております。

以上...、次に歳出の説明をいたします。

第 10 款 簡易水道事業費、第 10 項 管理費、10 目 一般管理費については人件費及び経常経費であり、1 節 報酬から 19 節 負担金補助及び交付金については説明を省略いたします。22 節 補償費補填...、22 節の補償補填及び賠償金については三日月簡易水道浄水施設改良事業に伴う共同アンテナ移設補償費、101 万 3,000 円であります。27 節 公課費については消費税として、1,204 万 1,000 円計上いたしました。20 目 現場管理費については、佐用簡易水道、中部簡易水道、奥海簡易水道、南部簡易水道、北部簡易水道及び三日月簡易水道の維持管理経費でございます。11 節 需用費では光熱費...、光熱水費、修繕費及び医薬材料費として佐用簡易水道分、671 万 4,000 円。中部簡易水道分、754 万 8,000 円。奥海簡易水道分、74 万円。南部簡易水道分、995 万円。北部簡易水道分、642 万...、641 万 2,000 円及び三日月簡易水道分、1,415 万円計上し、合計 4,537 万 9,000 円といたしております。13 節 委託料につきましては電気計装費の管理委託料として佐用簡易水道分、459 万 2,000 円。中部簡易水道分、498 万 2,000 円。南部簡易水道分、169 万 1,000 円。北部簡易水道分、138 万 2,000 円及び三日月簡易水道分、353 万 4,000 円計上し、合計、1,618 万 1,000 円といたしました。15 節 工事請負費については佐用簡易水道の電気計装関係工事費など 533 万 8,000 円。中部簡易水道では配水管移設工事費として、3,210 万円。三日月簡易水道では発電機取替え工事費として、1,000 万円及び各簡易水道施設に共通した給水工事費等、272 万 1,000 円を計上し、合計、5,159 万円と...、5015 万 9,000 円といたしました。

第 10 款 簡易水道事業費、第 15 項 管理費、10 目 建設改良費では歳入において説明をいたしましたが、奥海簡易水道新設事業、北部漆野簡易水道統合水量拡張事業及び三日月簡易水道浄水施設改良事業にかかる予算でございます。13 節 委託料につ

いては設計管理、測量等の委託料として奥海簡易水道新設事業費に、1,100万1,000円。北部漆野簡易水道統合水量拡張事業に930万円及び三日月簡易水道施設改良事業に740万円計上し、合計、2,770万1,000円といたしました。15節 工事費…、工事請負費については奥海簡易水道新設工事費に3億1,410万9,000円。北部漆野簡易水道統合水量拡張工事費に3億8,510万円及び三日月簡易水道浄水施設改良工事費に2億5,588万9,000円計上し、合計、9億5,509万8,000円といたしております。19節 負担金補助及び交付金につきましては、国庫補助事業採択金額…、金額割合に伴う県簡易水道協議会への負担金でございます。

第20款 公債費では簡易水道事業債及び過疎対策事業債償還金として、元金、8,584万3,000円。利子、6,871万2,000円計上いたしております。なお、債務負担行為及び地方債の明細については、3ページの記載のとおりでございます。

以上、佐用町簡易水道特別会計予算の説明とさせていただきます。

次に、議案42号 佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算の説明をさせていただきます。この予算は特定環境公共下水道事業の維持管理運営に要する経費と建設改良工事の予算であり、5箇所の処理場と120箇所のマンホールポンプ料、1箇所の雨水ポンプ場及び汚水管路等の良好な維持管理業務と建設中の佐用処理区の雨水ポンプ場の建設、雨水管環境設計委託業務及び上月処理区の処理槽増設工事、汚水管工事等の完成等であり、この完成に努めてまいりたいと考えております。

第11条において、歳入歳出予算の総額を、7億893万3,000円と定めております。まず、歳入については、分担金及び負担金、222万8,000円。使用料及び手数料、8,752万1,000円。国庫支出金、1億760万円。繰入金、2億4,703万6,000円。諸収入、1億4,624万8,000円。町債、1億1,830万円を予定しております。歳出では、公共下水道事業費が4億127万円で、内訳は管理費が1億6,032万8,000円。事業費、2億4,094万2,000円です。管理費の内訳では、人件費等の一般管理費が4,701万6,000円。処理場等の現場管理費が1億1,331万2,000円でございます。事業費は、2億4,094万2,000円で、主な建設改良事業の内訳は、佐用雨水管渠設計委託、上月処理場汚水槽増設工事の委託料と、佐用雨水ポンプ場、上月処理区汚水管渠の工事請負費などでございます。公債費、3億716万3,000円は町起債元金、2億2,734万4,000円と、町起債償還利子、7,981万9,000円でございます。予備費は50万円を計上いたしております。

第2条では、上月浄化センターの建設工事委託に伴う債務負担行為の限度額を、1億3,200万円。第3条では、本年度予定する建設改良事業の地方債借入限度額を、1億1,830万円。第4条では、一時借入金の限度額を、1,000万円と定めております。

以上が佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算の概要でございます。

次に、議案第43号 佐用町生活排水処理事業特別会計予算についての御説明を申し上げます。この予算は農業集落排水事業で建設をいたしました、佐用地域3施設、上月地域4施設、南光地域3施設の計10箇所の浄化センターとマンホールポンプ場、約50箇所を維持管理運営をしていくための経費と、特定地域生活排水処理事業として佐用地域において設置した約700基の合併浄化槽の維持管理運営に要する予算であり、第1条で歳入歳出予算の総額を2億813万6,000円と定めております。

まず、歳入においては、分担金及び負担金、42万5,000円。使用料及び手数料、4,010万4,000円。繰入金、1億2,756万9,000円。諸収入、4,003万8,000円を予定しております。

歳出では、生活排水処理事業費は、7,843万6,000円で、その内訳は、浄化槽管理費が2,948万7,000円。農業集落排水施設管理費は、4,894万9,000円でございます。浄化槽管理費の主な経費は、浄化槽の管理委託、水質検査委託料でございます。農業集

落排水施設管理費では、人件費等の一般管理費が、1,677万5,000円。処理場の電気代、保守管理委託料等の維持管理費としての現場管理費が、3,217万4,000円でございます。公債費、1億2,920万円で、町起債元金、8,797万7,000円。町起債利子、4,122万3,000円でございます。予備費は、50万円といたしております。

第2条では、一時借入金の限度額を1,000万円と定めております。

以上が佐用町生活排水処理事業特別会計予算の概要でございます。

次に、議案第44号平成17年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案につきまして御説明を申し上げます。西はりま天文台公園は開設以来、運営管理もまずは順調に推移をしてまいりました。このことは、兵庫県はもとより佐用町におきましても、極めて厳しい財政事情の中で、議会をはじめ、町民各位の深い御理解と御支援の賜物と衷心より厚く御礼を申し上げる次第でございます。

さて、平成17年度の予算編成方針でございますが、従来どおり県からの委託金を衷心に一般会計からの繰入金と野外活動センター使用料の教育使用料及び雑入の大撫山開発一部事務組合決算による剰余金を主な財源として編成をいたしております。中でも県委託金につきましては、県における財政需要も非常に厳しい状況でありながら、17年度もユニバーサル社会づくり先行率先行動計画にかかる施設整備予算も計上されております。このことをふまえ、予算編成に当たりましては、これを適正かつ合理的に配分し、適正な公園の管理運営と効率的な事業の執行を行い、これらが公園利用者の増加と地域の活性化につながることを目指した歳出予算といたしております。

それでは、内容について御説明を申し上げます。平成17年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ、1億2,588万5,000円と定めております。

まず、歳入におきまして、第10款 使用料及び手数料、第10項 使用料の185万8,000円は、野外活動センターの使用料収入でございます。第15款 県支出金、第15項 委託金の8,760万2,000円は、当公園の管理運営に要する人件費、運営費等としての県からの委託金でございます。第20款 財産収入、第20項 財産運用収入の4万円は財政基金利子で、第25款 繰入金、第10項 繰入金の1,785万円は一般会計からの繰入金でございます。第35款 諸収入、第40項 雑入の1,853万4,000円は大撫山開発一部事務組合決算による剰余金及び水道使用料徴収金、シーツ使用料徴収金等でございます。

次に、歳出についての説明を申し上げます。第10款 総務費、第10項 総務管理費、第15目 水道施設運営費に269万6,000円でございます。第15款 教育費、第15項 社会教育費の1億1,354万9,000円は公園の管理運営に要する費用として、第20目 社会教育総務費に職員の給与・手当等の5,275万2,000円。第25目 グループロッジ運営費にグループ用ロッジの管理運営並びに野外活動事業に要する費用として、666万2,000円。第30目 天文台公園運営費に施設管理費及び事業執行等に要する経費として、5,413万5,000円でございます。第20款 公債費、第20項 公債費、第35目 元金及び第40目 利子に930万円を。第25款 諸支出金、第25項 基金費、第45目 財政基金費に4万円を。第99款 予備費、第99項 予備費は、30万円であります。

以上が平成17年度の佐用町西はりま天文台公園特別会計予算の概要でございます。

次に、議案第45号平成17年度笹ヶ丘特別会計予算案についての提案の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ、6,473万7,000円といたしております。

まず、歳入につきましては、笹ヶ丘荘事業収入、5,867万円。交流館事業収入、270万9,000円。一般会計からの繰入金、300万1,000円。諸収入、35万7,000円といた

しております。

歳出につきましては、笹ヶ丘荘の管理運営費、5,884万4,000円。交流館の管理運営費、475万5,000円。交流体験施設の管理運営費、78万8,000円。キャンプ場管理運営費、35万円といたしております。

以上が笹ヶ丘荘特別会計予算案の概要でございます。

次に、議案第46号 平成17年度佐用町歯科保健特別会計予算についての提案の説明を申し上げます。

第1条で歳入歳出予算総額をそれぞれ、1,983万2,000円と定めております。

まず、歳入につきましては、診療収入、1,682万円。財産収入の基金積立金利息、8,000円。運営基金繰入金、175万8,000円。歯ブラシの売上料、各種保健事業の受託料等の諸収入、124万6,000円といたしております。

次に、歳出につきましては、総務費、1,338万6,000円の主なものは、歯科医師等の報酬、362万2,000円。歯科衛生士賃金、56万8,000円。歯科医師派遣旅費、50万円。光熱水費、42万円。県歯科医師会費等、11万7,000円などの一般管理費、546万9,000円と、歯科保健センター運営基金積立金、8,000円で、医業費、544万4,000円の主なものは、医薬材料費、98万円。歯科技工委託料、110万円。診療機器購入費、300万円で、公債費、2,000円は、一時借入金の利子で、諸支出金、100万円は一時借入金の返済金でございます。

第2条においては、地方自治法第235条の3第2項の規定により、一時借入金の最高額を定めております。

以上が歯科保健特別会計予算の概要でございます。

次に、議案第47号 平成17年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案について提案の御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,252万8,000円といたしております。

まず、歳入につきましては、佐用星の里2番街1区画及び早瀬団地1区画の売払い収入など、財産収入、1,712万4,000円。旧町余剰金繰入金として、雑入、540万4,000円といたしております。

歳出につきましては、宅地造成基金積立金などの宅地造成費を871万3,000円。公債費の元利償還金、313万2,000円。一般会計繰出金、945万4,000円。予備費、122万9,000円といたしております。

以上が佐用町宅地造成事業特別会計予算案の概要でございます。

次に、議案第48号 平成17年度農業共済事業特別会計予算案について御説明を申し上げます。

まず、最初に予算の各事業の予定量について御説明をいたします。

農作物共済の水稲では770ヘクタール、麦は27ヘクタールを予定。家畜共済では、1,610頭を引き受ける予定でございます。畑作物共済は48ヘクタール、園芸施設共済は32戸、68棟の予定でございます。損害防止事業として、水稲防除の薬剤に対する助成、家畜の寄生虫駆除等の薬剤助成等を予定しております。

収益的収入及び支出については、総計で6,779万1,000円と定めております。

それでは、9ページからの予算内訳明細の各勘定について御説明を申し上げます。

1番の農作物共済勘定につきましては、970万4,000円で、収入は共済掛金交付金、保険金、責任準備金戻入、法定積立金及び特別積立金戻入等で、支出では、共済金、無事戻金、業務勘定繰入金等でございます。

次に、家畜共済勘定では、1,930万円で、収入では共済掛金、保険金、技術給付金等で、支出では技術料、共済金等でございます。

次に、畑作物共済勘定は、184万5,000円で、収入では保険金等で、支出金は共済金等でございます。

次に、園芸施設共済勘定は、30万2,000円で、収入では共済掛金、保険金等で、支出は保険料、共済金等でございます。

次に、業務勘定では、3,664万円で、人件費及び損害評価費となっております。

収入から説明をいたします。1目 受取補助金は、2,501万円で、内訳は県事務費補助金、1,497万8,000円。町補助金が、1,003万2,000円でございます。2目 受取奨励金、77万4,000円は、地域対応助成金等であります。賦課金、22万7,000円につきましては、各事業共済の事務費分を計上いたしております。6目 受取損害防止事業負担金、153万1,000円。7目 事業勘定受入、122万5,000円は、水稻損害防止事業充当分でございます。事業外収入の1目では、受取寄付金として、750万円を建物農機具共済会計から受入をいたしております。

次に、支出について説明をいたします。1目 支払賦課金は、52万8,000円で、各事業共済の県連合会への負担金であります。2目 一般管理費、3,035万7,000円で、主に人件費であります。1節 給料から6節の福利厚生費までは人件費関係にかかわるものであります。また、3目、8節から23・・・、もとい、人件費にかかるもので、8節から23節までは事務費等でございます。次、3目 普及推進費は共済新聞購読料等でございます。4目 損害評価費は損害評価会委員、損害評価委員の報酬、会議費等が主なものでございます。5目 損害防止費、287万5,000円は水稻及び家畜共済の損害防止事業分でございます。以上が農業共済事業特別会計保全・・・、特別会計歳入歳出予算の概要でございます。

次に、議案第49号 平成17年度の佐用町石井財産区特別会計予算についての説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ392万2,000円と定めております。

3ページの歳入でございますが、20款 諸収入、25目 雑入で、392万2,000円としております。4ページの歳出でございますが、10目 財産管理費、392万2,000円であります。13節 委託料、50万円は、森林災害復旧事業委託料でございます。

以上が石井財産区特別会計予算の概要でございます。

次に、議案第50号 平成17年度佐用町水道事業会計予算案について御説明を申し上げます。本町の上水道事業は安心して使える水の安定供給を目指して、上水、排水施設の適正な管理や整備に努めております。近年の事業の状況は、下水道整備に伴い一般家庭の需要は増加しているものの、営業用及び事業用においては未だ景気の低迷が続いているため、水道の使用料は減少いたしております。給水量は増加するものの、収入は伸び悩み、水道企業会計は依然として厳しい状況に置かれております。今年度も前期に引き続き、配水管のバイパス化や円光寺橋橋梁添架事業に取り組み、町民の皆さんに安心して飲んでいただける水道水の提供に取り組んでまいりたいと思っております。

第2条の業務の予定量といたしまして、収益的業務では給水個数、1,948戸。年間総給水量、67万5,609立方メートル。1日平均給水量、1,851立方メートル。受託工事5箇所を予定しております。主な建設改良事業としては、最終年度となりました中区排水本管バイパス化事業、「ちゅうく」と言うんですか、中区排水本管バイパス化事業、国道373号円光寺橋橋梁添架工事、中学校線改良事業に伴う排水本管改良工事を予定いたしております。

次に、第3条 収益的収入及び支出の予定額は、収入額、1億2,682万2,000円に対し、支出額、1億7,471万6,000円で、予算計上面において、4,789万4,000円の赤

字が生じる見込みでございます。その主な原因は、減価償却の増加及び修繕費の増加でございます。

収入の第1款 水道事業収益で、第1項 営業収益、7,978万9,000円の主なものは、水道料金給水工事受託金、水道管移設保証金等でございます。第2項の営業外収益、4,703万3,000円の主なものは、高料金対策、加入者負担金等を予定いたしております。支出の第1款 水道事業費で、第1項 営業費用、1億5,570万5,000円の主なものは、水道事業の維持管理及び運営に要する費用で、職員給与手当、浄水場電気設備の保守点検、電気代、水道管移設工事、減価償却、資産減耗費でございます。第2項の営業外費用、1,901万1,000円は、企業債借入金利息特定収入分諸費税でございます。第4条 資本的収入及び支出の予定額は、収入額9,991万9,000円に対し、支出額1億1,085万・・・、もとへ、1億185万4,000円で、収入不足額、193万5,000円は過年度分損益勘定内部保留資金で補填をする予定といたしております。資本的収入の主なものは、第1項の企業債、8,000万円。第2項の支出金、387万5,000円。第3項のほか会計負担金、150万円。第4項の工事負担金、1,454万4,000円を予定いたしております。資本的支出の主なものは、第1項建設改良費で、上水道改良事業に要する費用、8,572万3,000円。第2項で起業債償還金、1,613万1,000円を予定いたしております。第5条では起債の目的、限度額、起債の方法、リース及び償還の方法を定めております。第5条では、一時金の借入限度額を2,000万円に定めております。第7条では、予定支出の流用ができる金額を第1項 営業費用1億5,570万5,000円、及び第2項 営業外費用、1,901万1,000円と定めております。第8条では議会の議決を経なければならない、経なければ流用することのできない職員給与費、1204万8,000円を定めております。第9条では他会計からの補助金で、高料金対策補助金として、3,950万4,000円。基礎年金拠出分として、34万2,000円でございます。

第10条では棚卸資産購入限度額を10万円といたしております。

以上が佐用町水道会計・・・、水道事業会計予算の概要でございます。

以上、詳細につきましては、事項別明細添付書を・・・、事項別の明細書を添付いたしておりますので、御覧をいただきたいと思っております。

以上、一括して議案第37号から議案第50号についての御説明をいたしました。よろしく御審議をいただきまして、承認いただきますようお願い申し上げます。説明といたします。

議長（梶原義正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

これより、昼食のため休憩いたします。再開は、午後1時40分。

午後12時35分 休憩

午後 1時40分 再開

議長（梶原義正君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

午後、体調不良のためということで、西岡、石黒両議員から早退届けが出ております。

日程第20．議案第51号 佐用町過疎地域自立促進計画の策定について

議長（梶原義正君） それでは、日程第20に入ります。

議案第 51 号 佐用町過疎地域自立促進計画の策定についてを議題といたします。提案に対する当局の説明を求めます。町長。

〔町長「はい、議長」と呼ぶ〕

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） ただいま上程をいただきました議案第 51 号 佐用町過疎地域自立促進計画の策定について提案の御説明を申し上げます。

この計画は、過疎地域自立促進特別措置法の規定によりまして策定したものであります。計画期間は平成 17 年度から 21 年度までの 5 箇年でございます。本計画の作成につきましては、現行の新町まちづくり計画書と旧佐用町、上月町、三日月町過疎地域自立促進計画と南光町の記述を加えて作成し、自立促進につながる具体的な事業計画として総合的にまとめたものでございます。本計画の実施にあたりましては、該当年度において効果的な事業になるよう十分な検討と研究を重ねて取り組んでまいりたいと考えております。過疎地域自立促進特別措置法第 6 条第 1 項の規定により議会の承認を賜りますようお願いを申し上げまして提案の説明といたします。

議長（梶原義正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

日程第 21 . 請願書について

議長（梶原義正君） 続いて、日程 21 に入ります。

請願書についてであります。今期定例会に請願 1 件を受理いたしております。文書表をお手元に配付しておりますので、事務局長に朗読させます。

事務局長（岡本一良君） 請願文書表。受付、平成 17 年 11 月 21 日。第 1 号。紹介議員、木村愼吾議員。請願者の住所・氏名、佐用町仁方 666、仁方圃場整備事業認可促進協議会、小林孝郎外 36 名。件名、仁方地区圃場整備事業の組合の意向を汲んだ早期終了についての請願書。要旨、別紙のとおりです。

日程第 22 . 特別委員会の設置及び委員定数について

議長（梶原義正君） 続いて、日程第 22 に入ります。お手元に配付いたしておりますように、特別委員会の設置及び委員定数についてを議題といたします。お諮りいたします。平成 17 年度佐用町一般会計及び 13 特別会計並びに 1 事業会計の審査のため、全員による予算特別委員会を設置いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） 御異議なしと認めます。よって全員による予算特別委員会を設置することに決定されました。

日程第 23 . 特別委員会委員長及び副委員長の選任について

議長（梶原義正君） 続いて、日程第 23 に入ります。

特別委員会委員長及び副委員長の選任についてを議題といたします。お諮りいたします。本特別委員会の委員長・副委員長の選任につきましては指名推薦の方法にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） 御異議なしと認めます。

続いてお諮りいたします。委員長・副委員長につきましては、これを議長より指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） 御異議なしと認めます。よって、議長より指名をいたします。

予算特別委員長に井上洋文君、副委員長に山田弘治君。以上の両君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

日程第 24 . 一般質問

議長（梶原義正君） 続いて、日程第 24 に入ります。

日程第 24 は一般質問であります。21 名の議員から質問の通告を受けておりますので、通告に基づき、順次議長より指名をいたします。なお、時間制限がありますが、継続の時計がありませんので、ここのこの時計でいきますけども、25 分経過した、いわゆるあともう 5 分しか残ってないという時になりましたら、事務局の方からこれを質問者の方に提示しますので、時間だけはひとつ厳守していただいてスムーズに進むようにひとつお願いをしたいと思います。

それではあの、笠間満君の発言を・・・、笠間満君。

〔笠間満君 登壇〕

〔拍手〕

50 番（笠間満君） 拍手は要りません。笠間満。質問を行います。

ごく簡単で、分かりやすい質問なんで、ごく簡単に教えてください。

佐用町の福祉バスについて、外出支援サービスは内容や金額がバラバラであるが、今後どのようにしていくのか。週 1 回、片道 200 円程度で利用できるようにはならないか。

学校図書について。児童または生徒 1 人当たりの本の数は何冊か。図書が少ない学校についてはどのように考えているのか、お伺いします。よろしくお願ひします。

議長（梶原義正君）

町長の答弁を求めます。

町長（庵途典章君）

それでは、今議会におきまして一般質問、21名の議員の皆さんから質問の通告を受けております。それぞれ私の今準備できる範囲内で精一杯答弁させていただきますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、まず最初の笠間満議員からの御質問に答えさせていただきます。

佐用町の福祉バスということですが、高齢者の外出支援サービスという大きなこの課題でございます。新佐用町における高齢者等の外出支援バスは・・・、支援サービスは御指摘のように現在内容及び個人からいただく利用料体系が統一化できておりません。この外出支援サービスにつきましては、合併協議会でも度々議題として取り上げられ、最終的には16年9月28日の第8回協議会で、佐用町・南光町の例により料金体系、車両の運行方法等を含め、合併後調整をするというふうに決定をされております。これに基づき、できる限り早期の統一化を図るべく、調整作業を進めておりますが、現在はまだ定まった結論にまでは達してございません。今後、十分な検討を進めさせていただき、できる限り早く決定し、より有効な制度になりますよう努力をさせていただきたいと思っております。

17年度の実施状況では、旧佐用町では、1回個人負担の上限を1,000円と定めたタクシー乗車補助、上月町の1回300円の診療機関へのワゴン車運行、旧三日月町の町内1回200円の福祉車両ワゴン車の運行、そして旧南光町でのひまわりサービスと呼ばれる前日の電話予約による外出支援サービス。この制度では24枚綴りの回数券を3,000円で購入していただいておりますので、1回当たりの単価は125円となります。このほか、旧南光町ではタクシー乗車時の初乗り運賃の助成、佐用町から宍粟市を区間とする路線バス運賃の補助制度も行っており、また佐用・上月の2町では、社会福祉協議会に委託しての移送サービス事業もおおむね1回500円とする事業も行っていました。特に、これまで県・国においても高齢者の許諾生活支援と介護予防事業の一環として、これらの外出支援事業を協力に推進し、平成16年度までは4分の3の国県による補助制度があり、経費的にもずいぶん助かっておりましたが、17年度からはこれらの制度が打ち切られたため、総額3,000万円以上の一般財源が必要となっております。まだまだ町内においては過疎と高齢化が進むということが予想されますので、高齢者や障害のある方の外出支援の必要性は高まり、住民の期待感も大きなものがあると思われませんが、鉄道沿線地域、路線バス運行地域などの対応とともに、財源問題を含めた総合的な調整を図る必要がございますので、関係職員等によります検討プロジェクトチームを作り、早急に制度の研究をさせたいというふうに思っております。

以上、外出支援サービスについての答弁とさせていただきます。

次に、学校図書についてお答えを申し上げます。まず、生徒1人当たりの冊数でございますが、町内小学校の総数は5万2,286冊で、1人当たり約44冊となっております。中学校では、総数2万437冊で、1人当たり32冊となっております。学校図書の冊数については、従来からの本を引き続いて貯蔵している場合がありますので、一概に学校間の比較はできないのではないかと考えております。また、図書費につきましては、旧町においても継続的に予算化されており、今後も引き続き予算措置を行ってまいりますので、実質的な格差は少なくなるものというふうに思っております。また、町立図書館におきましては、各学校とパソコンによって、各学校においてパソコンで検索ができるようにしてありまして、これからは学年単位の団体貸出など、これら学校図書館の活用を十分にさせていただくように学校とも調整を図ってまいりたいという

ふうに思っております。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔笠間君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、50番、笠間君。

50番（笠間満君） まず、学校図書の方からお聞きします。旧佐用町のある学校が少し前なんですけども、1人当たりの本の数、兵庫県下で3位であったと、少ない方から数えて3位。こういう恥ずかしい数字が残ってるみたいなんですけども、これは事実ですか。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） そういう統計的なことを私はあまり記憶はしてないんですけども、ただ、学校の図書におきましては順次旧佐用町においても予算化をして、本も購入をしていただくように学校との連携の下にやってまいっておりましたし、また先ほど答弁で申し上げましたように、この町立図書館を建設するに当たりまして、この図書館を学校での現場において同時に検索ができるような、子どもたちがですね、その図書を選べるような、パソコンでできるようなシステムを作りましてですね、それで十分にこの学校図書としてもこの図書館を活用していただけるような体制を作ったというふうに思っておりますので、この点についてはそういうことで学校の子どものための図書の必要性ということについては十分認識しながら進めてきたというふうに御理解いただきたいと思っております。

〔笠間君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、50番、笠間君。

50番（笠間満君） 町長も最近、住民の声を多く聞かれたと思うんですけども、新しい、小さい子どもを持つお母さん方の意見で、地域から来てる人なんか特に言われるんですね。その、「教育に力入れてるという漠然といろんなことは書いてくれるけども、学校の図書、魅力ある図書、また本が非常に少ないじゃないか、これは現実だよと。その現実を見て、教育に力を本当に入れてくれるん」という声が数あったんですけど、町長がそういうことはあまりお聞きになってないですか。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） あの、笠間議員が今言われていることはどこで、どういう話で言われていることなんか分からないんですけども、旧佐用町に今までおきまして、そういう子どもたちの、そういう本離れ、読書離れということも含めて、できるだけそれを対策をしていこうということで、この図書館を建設するときにおきましてですね、児童書また絵本を中心に、そういう子どもたちの読書、本への配慮をして、充実をしていこうということで取り組んでまいっております。その中で当然その学校現場におきまして、そういう図書の貸出等を図書館からしていくようにもしております。

すしね、そういうことについては私は配慮してきたつもりでございますけども、そういう現場なり、また父兄からの話があるようでしたら、そのことについてはまたよく話を聞かしていただいて、当然まあ、今御指摘のように学校、子どもたちの教育について町としても十分にこれからも配慮をし、充実をしていきたいという私は意向を持っておりますので、十分にその辺について、あの、これからの取組みに生かさせていただきたいと思っておりますので、まああの、具体的なまたお話も聞かしていただければと思います。

〔笠間君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、笠間君。

50 番（笠間満君） 確かに、ここが立派な図書館があるのは事実です。ですから、その高校生ぐらいの子がよくここを利用されてて、楽しく・・・、頼もしく思いますけども、小学生の方がここを利用してる、また使用せえというのはちょっと無理があるんじゃないかな。それと、本というものは1週間に1ぺんとか1ヶ月に1ぺん読むもんじゃなくて、即手の届くところに魅力ある本があることによって、その本を読む回数が多くなる。また、大学の方ではパソコンがもうノートになってますけども、今現実には小・中学生は本ですからね。だから、本をたくさん読むという方向、またそういう雰囲気づくりの中で基本的にせなあかん問題なんですよ。だから、その中でお伺いするんですけどね、現実には小学校の図書施設に図書施設に町長が足運んだんは今からどのぐらい前ですか。あんまり行かれていないと思うんですけど。見ずして判断するんも何かと思うんで。

〔町長「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵造典章君） あの、当然私は旧佐用町でのことで答弁させていただくわけですけども、利神小学校、また佐用小学校、江川小学校、あのそれぞれ図書館、学校にも私は度々訪問もしておりますし、学校の図書の現状というのは知っております。それ、ほんなら何日、何日に行きましたということまではお答えする必要もないと思っておりますけども、何も見ずしてお話をしてるわけではございません。

〔笠間君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、笠間君。

50 番（笠間満君） 各・・・、元ですね、旧佐用町の例えば小学校、本が充実してない、してるという判断をほんなら何でされたんですか。データがとっておられてないと言われましたけども。

〔町長「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） いや、充実してるとは申してませんが、そういう中で図書費なんかの購入費についても佐用町としてもこれまで予算化もして、学校の現場の要求にも応じておりますしね、それがほんなら十分でなかったとか、その十分だったとかということは、それはあの、旧町での話であって、現在今、笠間議員からそれが十分でなかったというふうに御指摘を受けても、それはあの、私はちょっとそのことに対してね、あの、旧町のことでありますから、あの、それは旧町としての考え方の中で取り組んできたというふうに答えるしかないわけです。

〔笠間君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、笠間君。

50 番（笠間満君） あの、確かに旧佐用町の小学校も本の 1 人当たりの数が増えていってます。この増え方について行政が努力してるのか、民間が寄付してくれてるのか、また小学校の生徒が減ってるから増えた現になってるのか、そこら辺どのよう
に感じ取られますか。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） あの、ちょっと御質問されてるのは、旧佐用町のことを比較を言われてるんですけども、ほか、佐用郡内のね、教育委員会としてその元々教育委員会が共同設置されとって、学校教育に関しては教育委員会の方もそれぞれいろいろと全体を見ていただいていると思うんですけどもね。そういう中で旧佐用町だけが非常に遅れてたというようなふうに認識をされてるんでしょうか。その、私はその当然毎年、そりゃ予算も厳しいですけども、そういう図書の購入費等についても町で当然予算化についてもしてきておりますし、それは増えた・・・、ある程度今増えてると言われますけども、それはあの数字上の増え方について子どもが減っていけば、それは子ども数で割れば、数字的には増えるということもあるでしょうけども、その本の冊数だけの問題じゃなくってですね、やはり本というのも非常にまあ次々と新しいものを入れていかないといけない部分もあります。古い本がそのままたくさん残っていても、それはあまりその蔵書として学校の現場としてもですね、それが満足できるものではないというふうに思います。この図書館におきましても、大体本というのは 5 年に 1 回ぐらい切り替えていくぐらいな形で考えていくというのが一番理想的だとも言われておりますのでね、だからまあ学校においてもね、その点については本の整理もしていただいて、当然子どもたちに必要な、また必要と思われるものを揃えていくということが当然これから必要だと思いますから、その点についてはこの教育委員会ともこれからよく研究をして、協議をして対応していきたいというふうに思っております。

〔笠間君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、笠間君。

50 番（笠間満君） まあこの本だけに時間とられるので、これから目に見えたその教育、肌で感じる教育を努力していただければと解釈して、次に移ります。

この福祉バスというのは、確かに補助も切られてる。その中でちょっと伺うんですけども、合併してみても例えばその福祉バスの、例えばその外出支援サービスの回せるバスなり乗用車、また人的なものが合併してでてきてるかどうかいのをちょっとお伺いします。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） あの合併して出てきてくるかという、その合併してそれがその、旧4町の場合と変わってきてるかということそのままでね、今継続をしておりますので、車両等、また制度等については、今現在の段階では旧町の制度なりその運行を引き継いでいるということでありまして。ただ、今ちょっと笠間議員が言われてるのに私は、まあそういうその車両等の使えるものが合併した中で生み出せるかどうかというようなことかとは思いますが、それは例えばあのこの各町が持っております、持っております町のマイクロバスと、まあそういうものが各町とも今4台あります。あと、学校のスクールバス等につきましては、当然まあそのまま学校のスクールバスとして活用してまして、またあの、ほかの車両等につきましてもね、当然それぞれの事業として運用してまして、まあその余裕みたいなものは生み出されてるかということ、そういうことはあまり、合併してすぐにはそれはできないというふうに、そういう余裕というものはないというふうに思っております。

〔笠間君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、笠間君。

50番（笠間満君） これからあの、行政がこう力入れていただける部分なんですけど、その中でその、民間活力に対しての、例えば補助なんかは考えておられますか。例えば、そのバス会社、もしくはその、病院等のその車に対しての補助とかはどのように考えておられるんか。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まああの広い町内をですね、公平にこうカバーをしていくのにはどういふこの方法がいいのかということ、そういう中でやはり効率的にこういう制度を作っていくには、まあひとつの制度だけではなかなか難しい部分があると思います。であの、基本的にその民間での運行をされてる会社、またバス会社、またタクシー会社、そういうところのやはり協力というものがどうしても必要ですし、そういう力を一緒にですね、この制度の中で取り入れていかなきゃいけないというふうにも考えております。また、病院等は特に病院の通院だけを捉えてね、運行されておりますけども、それも実際利用者にとってはですね、非常にまあ便利な制度だというふうにも捉えられてると思いますからね、それはあの民間のそれぞれの医療機関等の運行についても、そういうひとつの輸送サービスのひとつとしてね、やっぱり行政としても捉えて、できるだけ民間の努力というものにも期待をしていきたいというふうにも思っております。

〔笠間君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、笠間君。

50 番（笠間満君） 16 年度で今までどおりのものはくれないとなってますけど、またあの新しい新メニューというのは何かこう見えてないんですか。皆目ですか。今の段階で。まあ新しいこれに代わる補助的なものがあるんかどうか。見えてるんか、見えてないんかだけで結構です。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） あの、国・県からの補助メニューということですか。メニュー。全くそれが見えてません。担当課長それ、何かありますか。

福祉課長（内山導男君） 今のところ（聴取不能）は出てきてないです。

町長（庵逄典章君） はい。新しいものは何も今出て来ておりません。ただこれを打ち切られたというだけで、あとのものが出て来ておりません。

〔笠間君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、笠間君。

50 番（笠間満君） まああの兵庫県の中でも、5 分おきに電車、バス等が来る地域もあれば、うちのようその、そういうものを期待できない場所、だからこう特別な場所にあると思うんです。その中で住民の声の代表として、高齢者の方たちが伺うと、口を揃えていうのは、その「健康でありたい」「そのためにはどうして欲しいんですか」と言う、「やはりそういう 1 週間に 1 ペン出ていく足が欲しい」と。それで、「やはりねえ私らあ健康に何ほ言うたって、私らの冷凍庫見てください」と。「私ら 1 年中冷凍物食べてるんですよ」と。「それで医療かって、初期治療がいいですよって言われたって、行きたいけど行けないんや」と。「こういう状況を分かってくれ」というのを、この三日月町におった、三日月町議会のときよりも、今ちょっとウロウロしてみても、その声の大きさにはびっくりするんですけどね。だからそこら辺も町長がすごく大きく感じてくれるのかいうのを聞きたいと思います。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） これはあの、これまでですね、既にもう長年にわたって、まあ各町でもそういう必要性においてですね、まあいろいろと努力をしてきているところです。まあ私も旧町に・・・、旧佐用町おきましてですね、もうかなり以前からそういう住民の要望、実態として必要だということですね、研究をして、まああの何とかまあ、各それぞれの今住んでおられる地域ですね、自立をして、安心して健康に暮らしていただける、そういう体制の中でこの外出、その足の確保、外出支援サービスということは、これは行政として取り組まなきゃいけないということできているとやってきております。だから、この状況は合併しても当然もう何ら変わることがないわけでありまして、ただ、まあこの各町がそれぞれ今まで作ってきました制度その

ものをですね、今後維持、すべてを全町に広げて維持していくということはね、できれば一番いいんですけども、あの、いいとこばっかし選んで維持していくということについては、先ほど言いましたように補助制度もなくなった中でですね、財政的なことも当然これは十分に勘案しながらですね、考えていかなきゃいけない立場でもありますので、基本的にはもうその地域の皆さん方、高齢者の方々の生活を支援する上では、これは必要な支援事業であるということは十分認識しながらですね、総合的に取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思ます。

〔笠間君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、笠間君。

50 番（笠間満君） これ本当に住民の悲痛な願いの代弁者として聞いていただいて、これから努力していく。その中で期待しているような回答が耳に入ることを期待しまして、今回の質問はこれで終わります。よろしくをお願いします。

議長（梶原義正君） 以上で笠間満君の質問は終わりました。続いて、岡本義次君。

〔岡本君 登壇〕

19 番（岡本義次君） 19 番、岡本義次でございます。2 件の一般質問をさせていただきます。

その前に、庵途典章町長に申し上げたいと思ます。1 箇月余りにわたる長い激戦のですね、三つ巴にわたる町長選、新佐用町の船長としての門出ですね、当選、誠におめでとうございます。あの、少子高齢化の中でですね、あの、お年寄りが、お年寄りばかりになり、若者がいなくなる。そして税収が少なくなる。そして、国の交付金も少なくなっていく中でですね、大変前途多難と思ますけれど、まあ合併したからには、佐用町に生まれて良かったなど、住んでよかったなど。住みたい佐用町になりたいと、そういうようなひとつキラリと光るですね、小さくても光る、そういうふうな町にしていきたいと、このように思っております。われわれ議員も、そして町民もまた力を合わせて、町長を助けですね、そのような町に持って行っていただきたいと、このように思っております。

それでは、本題に入りたいと思ます。

特産物の直売所、整備についてということでございますけれど、農水省が地産地消を広めるために、農産物の直売所の施設整備を支援すると言われております。地産地消は 3 月に国が決めた食料、農業、農村基本計画で、食料自給率を向上する、実現する重要な取組みに位置づけられております。佐用町においても、上月町の地域特産物の直売所と、道の駅宿場町ひらふく、味わいの里三日月、南光ひまわり館等がありますが、より地域の活性化の村おこし、まちづくりのためにも、もっともっと充実させることが大事だと思ます。そこで、次のことを町長にお伺いしたいと思ます。

1.産業課が中心となり、旧町 4 町で、まあ、会議、研修、勉強会等を今まで何回くらいされておったのでしょうか。2 丁目、合併後、今後どのようにそれらを引き継いで、いわゆるされるのでしょうか。3 丁目、まあ、あちらで売ることができですね、こちらの町では売れないと、そういうようなことを町民の方から聞きましたけれど、そういうことは今後 1 本の佐用町となった中では、どのようにされるのでしょうか。それが

ら、4つ目、外務省のジャイカというところがございまして、外国生留学生在が10人ほど佐用町に特産物の勉強に来られたことは、まああの、来られたと聞いております。しかし、そのことを佐用町の役場に3回申し上げて、ずっと決まった時点で申し上げ、そしてまた2週間前に申し上げ、そしてまだその返事がないんで、2日ほど前に、「産業課の方が役場の方、来てくれるんですか」とお伺い行ったら、「そんな急に言われても、仕事が詰まっとなって行けません」ということで、だれ1人来てくれなかったとや聞いております。まあ、こういうようなことありますんで、その行かなかったというんは、どうしてなんでしょうか。それから、5つ目、そのことを町長は知らなかったのでしょうか。それから、6つ目、特産物の発掘のために、今後どのようにされるのでしょうか。7つ目、まああの、地域にあってですね、ここら辺においては、柚とか柿とかですね、ほかのものも含めて、まあたくさんあって、そのままのような格好でなぞなりになっておりますけれど、四国のある村に行けば、柚などでですね、特産物を発掘、まあいろいろなものを作ってですね、そういう生計を立てているような町もありますんで、それらも見直してですね、やはりその特産物の勉強会等開きながらですね、まああの、そういうひとつの新佐用町ですね、名物としてやっていく必要があるじやなかろうかと思えます。その8つ目、JA、普及所、専門家を交えてのですね、勉強会を年何回されるのでしょうか。9つ、これらの来年度の予算はとってあるのでしょうか。

これが1件目でございます。

それから、もう1件につきましては、合併、佐用町の自慢できるものづくりについてということで、佐用郡4町が10月に合併しました。せっかく合併したからには、合併して良かったと言われるように、町長もわれわれも町民も、皆が力を合わせてですね、まあ親戚が来ても、友だちが来ても、他町のお客さんが来ても、そこへ連れて行って、ものを見たり、食事ができるところを、10年、20年かかってでもですね、まあ階段を1歩ずつ登っていくように整備していけばですね、良いと思えます。皆さんもこの中でですね、日本一の桜の名所であります吉野の桜、まあこの近くでは、えっと、津山の鶴山公園ありますけれど、それから、室津の梅林、和気の藤公園と、有名なところがございます。日本ではですね、こういう単品でですね、そういう有名なところがありますけれど、日本ではそれらをですね、四季折々、春から秋にかけてですね、1箇所に整備したところがございます。ですから、私はこういうなことをですね、せっかく世界一の大撫山に望遠鏡の「なゆた」というのができておりますので、その、それらを核にして京阪神の方を多く観光として受け入れ、町の存在している住民人口が少なければ、よそから来ていただいてですね、そして、まああの、多くの方に、まあものを見ていただいたり、そして、金を落としていただくこと。そういうふうなまあ皆さんが力を合わせて持って行けたらと思えます。

そこでですね、次のことを町長にお伺いしたい。

1番、商工観光課もせっかくできましたので、上記のことを町長はどのように受け止めるいうんか、思われておるのでしょうか。

2つ目、大撫山に県の山がですね、10ヘクタールほどあると聞いておりますが、まあ、県の方はもう荒れ放題いうんか、そのままですね、何も手付かずにしておりますので、まあ、私の勝手な、あの思いかも分かりませんが、せっかくまあ新町合併しましたそのはなむけにですね、県の方にプレゼントしてもらえようようなことがですね、まあいろいろな機関を通じてね、皆さんのまあこういうひとつ上げてですね、できないものかどうか。そして、もしそれを仮にいただけないということであればですね、無償で借りるということはどうなんかと。

それから、4つ目ですけど、町内外の方にですね、そういう入学式とか卒業式、結婚式、子どもとか孫、そういう誕生したとき、または病気全快祝い、それぞれの記念の記念樹をですね、年2回くらい設けまして、まあ植えに行っていたかと。苗代もそういう方も持ってですね、プラスチックのカードで、例えば、庵造さんのお孫さんが何月に生まれたとかというようなことですね、桜を植えられるとか、そういうようなことをまあ考えてみたりしてはいかがでしょうか。

それから、5つ目ですね、幕山地区と江川地区の自治会長がこれらのことにかんがみですね、何度か打ち合わせ、会合をされております。そして、上記のようなことを何とか自分たちの町や村が良くなるようにという思いの中でですね、専門家も交えてのプロジェクトがね、作る気持ちがあるのかどうか。また、あの、今、午前中に出ましたまちづくりの中でですね、入れて、まあみんなが知恵を出し合ってますね、そういう佐用町のそういう自慢できる所をね、やっぱり作っていかなければ、この佐用町が私は15年もつかなというような気もしますんで、まあ、そういうことも交えてひとつ考えていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵造典章君） はい。それでは、岡本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

1及び2項目めでございますが、それぞれの特産物直売所によって研修会、勉強会の実態は異なりますが、それぞれに課題を持って研修会等を度々開催をいたしておりますし、特産品開発につきましても、もち大豆やそば等を使ったコンテストの実施や、施設ごとにも視察研修等も行ってきております。地産地消への取組みにつきましては、食の安全と都市と農村の交流をテーマに、生産加工販売とそれぞれの立場から各施設とも熱心に活動していただいております。県の勤める食の達人認定制度での積極的な資格取得や基準の厳しくなる食品衛生法などへの対応のための研修も続けております。合併後も現在の状況を引き継ぎまして、連絡調整協議しながら会議・研修等を行ってまいりたいというふうに思っております。

3項目めですが、今年の6月に佐用郡直売所連絡協議会が設置されておりますので、普及センターを含め、協議会を窓口協議調整を進めていきたいと考えております。

4及び5項目めでございますが、各方面、各団体からの視察研修については、受入母体となる団体等と調整を行い、主体的に対応を行っております。ただし、急なことや受入団体の日程等で調整対応ができない場合もありますので、この辺についてはご理解を願いたいと思います。

6及び7項目めでございますが、今ある観光農林資源特産の有効な活用方法を再検討する中で、加工品については各施設の努力による開発支援を行うとともに、農林産物の特産品については普及センターの指導の下、地域性も考慮した開発を検討をしていきたいというふうに考えております。

8及び9項目めでございますが、農林業の振興につきましては、高齢化、担い手不足が大きな課題となっております。特産物直売所の整備についても旧4町が施策を推進してこられたことを引き継ぎながら、時間がかかりますが、関係機関等の協力を得て、十分協議調整しながら推進していきたいというふうに思っております。

予算につきましては、検討して、今後十分検討しながら、予算編成を行ってまいりたいというふうに考えております。

次に佐用町の自慢できるものづくりについてということでございますが、わが佐用町には平福の歴史的な町並み、数々の史跡やり寺、ひまわり団地、花しょうぶ園、しゃくなげの里、千種川の清流、美しい山並みの眺望、星空観測の公開天文台、ほたるの乱舞、笹ヶ丘公園、オートキャンプ場等、他市町にも勝るとも劣らない観光資源がたくさんあるというふうに思っております。議員御指摘のとおり合併を期に新たに商工観光課を新設をいたしました。観光の振興につきましては、新たな観光地の開発もさることながら、このような自然・歴史・農林業など多彩な既存観光資源を有効に活用した地域内の観光の魅力の強化を図ることがまず重要であるというふうに考えるところでありまして、観光施設、資源の充実整備、観光資源のネットワーク化、観光案内ボランティアなどの育成などによるサービス体制の充実を図ることが先決であるというふうにかんがえているところでございます。

次に、大撫山南側にございます約 10 ヘクタールの県有地につきましては、平成 15 年 4 月に県立西はりま天文台公園管理委託変更契約により、公園用地の一部に編入されております。新町にプレゼントということでございますが、2 メーター望遠鏡設置で事業拡大による駐車場用地等に必要のため、県開発公社より県が買い戻しをされたものでございますので、無理ではないかというふうに考えます。また、無償で借りることは、使用目的・規模によりますが、県の許可を得れば可能であります。現に、町立西はりま天文台公園野外センターについては、無償で用地の借り受けをし、運営をいたしておるところでございます。

次に、議員提案の町民による大撫山における記念植樹の推進についてでございますが、今後いろいろな方の御意見も聞かせていただきながら、また、天文台公園のこれからの整備計画についても十分検討してまいりたいと思っております。そういう中で、これからの検討課題とさせていただきます。また、専門家を交えてのプロジェクトチームということにつきましても、まああの、先ほど住民の方の活動の中でですね、そういうことがもう既に取り組んでいただいているということであればですね、その皆さんの御意見も聞かせていただきながら、必要であればそういう設置も考えますけれども、この点についても今後の検討課題ということで現在のところはさせていただきます。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔岡本君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、岡本君。

19 番（岡本義次君） えっとですね、そしたらまああの、最初の特産物のことでございますけれど、今までに増してですね、やはり 4 町のそういう地域の 4 箇所の特売所ですね、充実のためにもそういう普及所とかそういうなん交えてね、JA 専門家を交えての、やっぱり勉強の開発いうんか、していただきたい。そして、ちょっと何か変わったものがあれば、たとえ 600 円のおいしいラーメンがあるよということであればですね、京都や大阪の方からでもね、食べに来てくれるような、そういうようなまあ、あの時代でございますし、何かやっぱり他にキラリと光るそういう何かうまいもの、何かそういういいものをですね、今後勉強会をあの研鑽されてですね、やっていただきたいと、このように思っております。

それから、ジャイカのことでございますけれど、まああの、仕事が詰まっておってまあ来れなんだんかですね、それともずっと前にね、2 箇月か 3 箇月決まった時点で申し上げとったと聞いておりますんですが、そういう急に言われても行けないという

ようなことはどうしてだったのか、そこら辺もう少しですね、今前の産業課長の小林課長がここにいらっしやりませんけれど、その小林課長から町長が、そのジャイカが来るということ自体本当に聞いてなかったんかどうか、そこら辺はどんなんですか。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） はい。まずあの、特産品等の直売所の件についてでございます。まああの、それぞれ旧町ですね、整備をしながら、まああの、それぞれの特色を作りながら運営がされてきております。まああの、当然今後ですね、新町といたしまして、これらの施設をですね、あの連携をして生産と販売というものもですね、十分に連携をとって、この新町のまた振興に役立てたいというふうに考えております。まああの、当然まあ、この直売所の特色というもの、これまでですね、を受け継いで、しかしまあ新しいものもですね、開発もしていかなきゃいけないと思いますし、またあの農産物の生産につきましてもですね、この地域・・・、直売所を中心に計画的なですね生産はできるような体制、まあこういうことも取り組んでいかなきゃいけないなというふうにも考えております。そういう意味で、今直売所を運営していただいている皆さん方にも十分一緒に連携をして、研究を重ねていく、そういうまあその形を今後作っていききたいなど。そして、JA、またあのいろんな農業振興団体とも連携をしてですね、まああの、有効活用などを図っていく、そういうことで取り組んでまいりますので、この点についてはひとつ御理解いただきたいと思っております。

またあの、先ほどのそういうその視察とか、特にまあジャイカの話で、まああの、栗の生産についてその研修生が研修に来られるということだったということに記憶をしてるんですけども、まああの、担当・・・、当時の担当課におきましてはですね、まああの、その栗の生産をされている方からですね、こういう人が来るんですというように聞いてたんじゃないかというふうに思ってるんですけども、最後にこういうことがありましたということは聞きました。記憶はあるんですけども、ただそこへですね、どういうふうに対応するとか、あの、町が行くとか、まあその一緒にまあこれに取り組むとかというような話は全然なかったわけで、私もまあそういうことが、来られるということとその直前になって聞いたような記憶はするんですけども、その以前からその生産者の方とですね、に詳しいことを私は聞いておりませんでしたし、そういう必要・・・、私が例えば対応するとか行くとかというような必要性まではそのときには感じておりませんでしたから、まあ後になって岡本議員からも聞かされたということが事実経過でございます。

〔岡本君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、岡本君。

19 番（岡本義次君） えっと、私はね、あのこういう外務省の外郭団体のジャイカがですね、外国の留学生が 10 人ほど来て勉強したいということであれば、まあ町長が直接行っていただかなくてもね、産業課のそういう担当のだれか担当者であっても行っていただいて、そしてまた、そういう相手の方と相談していただいたり、そしてですね、町内の方にそういう呼びかけもしていただいたりしながらですね、このやはりジャイカなどの来てくれるということはめったにないことでございますんで、まあNHKとかサンテレビとか神戸新聞に言えばね、飛んで来て映してくれる、もうただで

映してくれるようなね、佐用のPRもですね、私はできたと思うんですよ。ですから、そういうようなことをちょっとそういう対応がですね、まずいなということで、あえてですね、取り上げたものでございますんで、今後ですね、こういうようなことがあれば、やはり町長そのものが行かなくても、産業課の担当なり課長がですね、そういう相手の方と相談しながらですね、やはり特産物、そういうようなものも含めて、今後ですね、勉強・研鑽重ねていきたいと言っていたきたいと。このように思っております。

それからあの、産業課長にお尋ねしたいと思えますけれど、今4つの直売所があります。この中でね、特産物のこういう、どういうんですか、生産者の方がですね、あの、何パーセントぐらいでそこ受け入れとうということをお存じですか。もうつかんでおられます、産業課長。

議長（梶原義正君） はい、産業課長。あ、農林振興課長やな。

農林振興課長（大久保八郎君） あ、すみません。何パーセントかというのは、あの手数料のことですか。

19番（岡本義次君） ああ、そうそう。手数料のとね、入会金とか。各箇所によってバラバラですけど。

農林振興課長（大久保八郎君） すみません。あの、入会金の方はですね、あの、会費いうことだと思うんですけども、その金額はちょっと確認してませんけども。生産の販売についての手数料についてはですね、佐用・上月が20パーセント、それから三日月が10パーセントということをお聞いております。

〔岡本君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、岡本君。

19番（岡本義次君） はい。まあそういうな各まあ旧町によってそういうばらつきもあって、まああの上月などの生産者の方に、まあ、ですね、まあ、10パーセントにしたいと言いたいとかいうような声もまあ聞いたりしておりますんで、まあ、そこら辺はですね、せっかく協議会ができておりますんで、今後は足並みも揃えて、まあ納得のいくような格好の中でね、やはり産業課が中心となって、そしてまた、各そういうところの直売所にですね、あの、いわゆる町が予算も、予算措置いうんですか、金も出してあります。そのばらつきもまあ、あの大きいところと少ないところがありますんで、やはりあの税金を投入する以上はですね、そこら辺も考えて、まあどこら辺が適切な水準になるんかどうかということも踏まえて、また今後ですね、検討・勉強をしていただきたい。このように思っております。

それからですね、2件目の佐用町のいわゆる自慢できるということで、あの、昨年ですね、あの、井戸県知事がテクノで懇談会ございまして、庵道町長もここにいらっしゃる議員のまあほとんどの方も行かれたと思います。そのときに、井戸県知事がね、あの「岡本さん、このことはいいことですよ」と。「県も放っときません。応援しますよ」とおっしゃったにも係わらずね、佐用町の町長もだれも何かもうひとつ乗り気ではなくてですね、ああもったいないのに。何ということかなと私も思っておりました。

ですから、そこら辺をね、やはりそういう県知事とか今、中瀬局長にもこういうようなことをお話すればね、来年「緑税」というんがありますんで、そういうひとつのモデルケースとして取り上げていただいたらね、「県も放っときません。応援しますよ」とこういうようなことを言うてくれておりますんで、そこら辺今後のね、まちづくりの中でか、そしてこういう地域の自治会長を中心とした中でやるんか、そこら辺も交えてね、ひとつの検討課題としていただいて、やはりそういう単品ではそういう笹ヶ丘の桜とか平福のそういうひとつの名所もあります。しかし、そういうところも踏まえてね、あのどのような格好でそういう吉野の桜とかそういうなに負けないような格好でね、ひとつやっていけたらと思うんですよ。あの、和気の藤公園にいたしましても、50日の一月半ほどの間にね、11万人ほど来るといふうに聞いております。ですから、皆さんぜひですね、このメンバーの方、吉野の桜や和気とか藤公園とか、そういうようなところへまあ行って確認していただきたいと、このように思います。やはりそういうようなところを佐用郡にもひとつは作ってね、やっぱりほかからのお客さんが来ていただいて、そして金も落としていただいてね、ひとつの活性化、まちづくり、村づくりにつなげるようにね、やっていただきたい。このように思いますが、町長、いかがでしょうか。

〔町長「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まああの、岡本議員からの御提案、あのそういうですね、町内にまああの、名所を作ると、あの、町外からまた県外からでも来ていただけるような名所を作るということはですね、まあ非常にできれば素晴らしいことだというふうに思っております。ただ、まああの、その手法としてですね、あの、こういう町民の皆さんと一緒に作っていくという、まあ、5年、10年、20年かけてということもね、言われますけども、この点まあそういうことができれば本当に余計に素晴らしいんですけども、あの、当然こういうものを作るときには後の管理をしながら、またあの、長年にわたってこれを運営していく、そこを維持していくですね、また作り上げていく組織というのがしっかりとまあその皆さんに作っていただかないとですね、まああの、簡単にそこに土地、木を植えるだけでは木も育ちませんし、またあの、それが立派なものになっていかないということがございます。ですから、あのまあ、特にまあ今、これから、次のようにも御質問にありました大撫山の10ヘクタールの土地、それだけの広さはあるんですけども、まああの、それについても天文台公園と一体的なその利用計画、そういうひとつの整備の中でですね、そういう植樹祭も、植樹をしていくという形ではないと、まあやみくもに木だけをね次々と植えていくだけではですね、なかなかそれを管理し、またたくさんの人に来ていただけるようなものにしていくのは非常に難しい点もあるのではないかとこのように思っておりますのでね。それとあの、植生というものがありまして、そのなかなかあの、例えば大撫山の土地につきましては、非常にまあ密度の高い、細かいその粘土質の土です。そういうその木がですね、育てる、それに合ったものをまあ植えないと、十分にそれが本当にその自然のような形にはならないという点もあります。そういうことも含めて総合的にね、やっぱりこれ考えていかなきゃいけない課題だと思っております。ただ、あの何度も言いますけども、そういうその町内にですね、本当にあの町民の皆さんが憩えて、また町外からも皆さんがたくさん来ていただけるような、そういう名所ができるということは、作るいうこ

とは、この点については非常にまあできれば、素晴らしいことだというふうに思っておりますのでね、そういうことがまたひとつの課題としてね、これから新町としても考えていきたいというふうに思っております。

19 番（岡本義次君） あ、そしたらもう最後の言葉ですけど、まちづくりの検討委員会の中、もしくはですね、大撫開発委員会の中ですね、そういうようなことも取り上げ、そして、そういう自治会長との集まりもですね、尊重いうんか、育てていきながらですね、そういうことをひとつ頑張っただけで今後やっていただきたい、このように思っております。以上でございます。ありがとうございました。

議長（梶原義正君） これで、岡本君の質問は終わりました。

次に行く前にちょっとお願いしておきますが、まあもう私がああ申し上げるまでもなく、皆さんがよくお分かりのことだと思うんですけども、一般質問の性格から言って、あの、町長に答弁を求めて、町長が自分ではちょっと答えにくいから「どこの何々課長答弁せえ」とこれはいんですけども、頭から「何々課長、これはどうだ」という質問はちょっとあの一般質問にはちょっとなじみませんので、これから後その点ひとつ気をつけて質問お願いしたいと思います。

それでは、次は、山田勇君。

〔山田君 登壇〕

42 番（山田勇君） 42 番議席の山田勇でございます。私が質問いたす前に、まず、町長に御挨拶を申し上げます。町長、あの、この度は本当に激戦の中、佐用郡のこれからの将来、非常に担ってやっていくがために、（聴取不能）奮闘の形になるかも分かりませんし、あるいはまた、皆さん方の強力な助っ人によりまして事が成就するかも分かりませんが、あなたのほとばしる熱意で立派に調整運営をやっていただきたいと、かように考えておりますので、よろしく願いいたします。

それから、私が質問いたします今からの項目につきましても、簡潔明瞭に私も申し上げますので、お答えをしていただいたら結構だと思いますので、よろしく願いいたします。

質問事項でございます。国道 179 号線徳久バイパスの早期建設について質問いたします。国道 179 号線徳久バイパスの建設要望については、旧南光町時代から既に半世紀を経過しておりますが、未だに実現されていない状況は周知の事実であります。旧南光町民の総意としての願望が現在まで満たされなかった原因は、相対的に把握はできておりますが、佐用郡は 4 町合併して 1 つの町となり、新しい町長も選任され、1 人ひとりを大切にする町づくりのトップとしてリーダーシップを発揮されようとする今日、このバイパス問題は決して旧町意識とかエゴによるものではなく、従って、ひとり旧南光町地域住民の問題でなく、新生佐用町全町民の問題として捉え、対処されるべきものと考え、歩行する通行人はもとより、自動車運転手に至るまでの全町民の尊い命の問題として、早期に建設していただきたい。が、町長は着任後、未だ日も浅いが新生佐用町の合併支援事業として、道路基盤の整備を喫緊の課題として捉え、この積年の願望を実現させる勇気と、国・県に積極的に働きかけ、しかも強力に働きかける気構え、町当局にその計画性があるのか、当局のお考えをお伺いいたします。

どうぞ、よろしく願いします。

議長（梶原義正君） はい、町長、答弁を求めます。

町長（庵途典章君） はい、議長。

それでは、山田勇議員の御質問に対してお答えをさせていただきます。

国道 179 号線、南光バイパ・・・、徳久バイパス整備につきましては、旧南光町だけでなく、これまでも佐用郡の長年の大きな懸案であったわけですが、当然、新町におきましても新町一体化の大動脈として早期に実現できるよう、最重要課題のひとつとして今後取り組んでまいり、そういう決意をしておるところでございます。

整備手法、あるいはルートにつきましては、過去の複数の案が浮上しては実現しなかったというふうに聞き及んでおります。住民にとって非常に関心の深い課題であるがために、皆様の熱意ある多様な想いと若干の利害等々を行政としての確に把握できていなかったために、地元と行政との意思の疎通が図れていなかったとすれば、それは大きな反省要因だというふうに思っております。

既に、県におきましても、合併支援事業として位置づけをいただいて、事業着手に向けて動いていただいております。先般も県当局に会いまして、この事業計画・・・、事業の促進につきまして要望をいたしました。これから、町と十分に連携をとって、早期に実現できるように取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、議員各位の御理解、御協力もよろしくお願いを申し上げます。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔山田君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、山田君。

42 番（山田勇君） 的確な回答をいただきました。念のために申し上げますけれども、私たち旧町の南光町 12 名の議員は、この問題につきましては 25 年間、約 4 半世紀にわたって熱望してまいりましたが、実現しませんでした。この問題は元々 50 年前、あるいは 50 年もっと、60 年ぐらい前から発生している問題でございます。今般特に自動車社会ということで、交通の渋滞、朝夕の渋滞、非常に人の命に係るような大きな問題も起きております。そういうことも踏まえまして、私たちは議会の開催するごとに町長に具申してまいりましたが、なかなか実現しませんでした。その原因はいろいろあるかと思っておりますけれども、そういう中で私たちは旧町議員 12 名は、今年の 4 月 14 日と 15 日にかけて、国会に陳情にまいりました。これは全議員 12 名行ったわけですが、そのときに 12 区の選出の国会議員にも陳情いたしました。その陳情は立派に受け止めてくれました。で、そのときに国土交通省道路局国道防災課長の鈴木（かつむね）さんという方に直接面談をさせていただきました。長時間にわたっているこの問題を提起し、この課長もよく分かっていただきまして、これは大変な問題ですねということで、「早期に実現できますように私も力いっぱい頑張ってみます」という回答を得ております。で、本来ならこれは町長の私はやるべき仕事だと思うんですが、越権行為であったかも分かりませんが、議員が東京まで行ってお願いして、しかも、国土交通省にまで乗り込んで行ってお願いしてきております。で、そういう経緯もありますので、町長ね、今御回答をさせていただきましたあなたのお言葉を私は信じさせていただきます。

それからまた、今年 17 年の 8 月の 26 日に地域づくり懇話会が西播磨県民局の総合庁舎、9 時 15 分から 11 時 15 分の 2 時間にわたりましてありました。これは西播地方

の各市町あるいは議長、その他たくさんの方がおいでの中で、各市・町の現在抱えている問題を披瀝してほしいということで井戸知事の前でそれぞれの町長、あるいは議長がお願い事を申し上げたわけでございますけれども、南光としては 179 号線が一番トップで出ておりました。これに対して井戸知事も「確かに大きな問題ですよ」と。で、「これは早期に実現するように努力をしましょう」という回答を得ておられることは庵途町長もよく御存じだと思います。そういう中ですね、これから先進んでいく道は自ずから一つだと思っております。やはり、私が先ほど私が申し上げますとおりに、非常に自動車社会の中で、車時代の中で混雑しているあの状態を通過していただいたら、選挙運動期間中でもよく分かったと思っておりますが、あれで雨が降ればもう歩行者は全然通れません。(聴取不能) ね。ですから、そんなに危ない道路でございます。しかも、その道路は南光町を縦貫しております。生活道路にも兼ねられております。そういった中ですね、これは(聴取不能) 最初に申し上げましたとおりに、私たちの旧南光町の町民だけの問題だけじゃありませんので、町長、先ほども申されましたが、佐用町の問題として取り組んでいただいて、これが一日も早く実現できますように特にお願いをいたしたいと思っております。町長、最後によろしくお願いいたします。ひと言だけで結構でございます。

議長(梶原義正君) はい、町長。

町長(庵途典章君) もう、今、山田議員がお話いただきましたようにですね、これは全町民の願いでございます。県の御協力をいただける・・・、早くいただきながらですね、早期に実現できるように取り組んでまいります。

〔山田君 挙手〕

議長(梶原義正君) はい、山田君。
以上で山田勇君の質問が終わりました。
ここでしばらく休憩をいたします。再開は午後 3 時 10 分。

午後 2 時 5 0 分 休憩

午後 3 時 1 0 分 再開

議長(梶原義正君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
次は、一般質問を続けますが、次は、高見誠規君。

〔高見誠規君 登壇〕

1 番(高見誠規君) 1 番、共産党の高見誠規です。明快な答弁を求めまして、2 点を質問いたします。

第 1 の質問は、旧佐用町指定史跡「利神城跡」の国指定にむけてであります。佐用郡教育委員会発行の「佐用郡の文化財」には、国指定 4 件、県指定 19 件、旧郡内 4 町指定 44 件、合計 67 件を掲載しています。その中で、利神城跡は突出した最大規模の文化財であります。道の駅「ひらふく」の玄関正面から佐用川をへだてて振り上げば、雲突城の異名をもつ利神城本丸(天守台)、海拔 373 メートルの石垣がそびえています。平成 15 年度に地形測量した本丸を中心とした山頂部だけでも 3 万 5,540.7 平米にのぼ

る山城跡であります。学術的にも歴史的にも重要な城跡とされており、特に城割り後の崩落が激しい石垣が貴重とされています。新生佐用町統合のシンボルとして国指定を受け、城跡の石垣を後世に残すことが、合併当時に生きている私たちの任務だと考えます。

以下7点を簡潔な解説、答弁を求め、質問します。

質問の1から3は、利神城跡の学術的な意義を問うております。それから、4から6の質問は土地問題です。一部関係地権者の同意が得られず、旧佐用町は部分指定としていました。国指定を受けるためには土地問題の解決が必要ですのでお尋ねしています。質問7は、旧佐用町長、庵途町長答弁のその後と、新たな取組みの新年度予算化を求めて質問しております。

で、第2は、旧佐用町が契約した西山蛤花木団地の分筆登記業務に、業務の契約についてです。ここで、質問3の最後の行の、訂正ですけれども、「当局の職権登記」と書いておりますのを「当局による登記」に訂正してお尋ねします。

この業務は分割発注すれば測量士95対土地家屋士5となります。ところが、兵庫県公共嘱託登記土地家屋士協会のみ1業者と随意契約されました。従来、競争入札で契約してきた測量業務までも土地家屋調査士に業務委託されています。清潔・公正・公平な行政を言われるなら、契約は競争入札が原則を遵守されるべきであります。以上の観点です。

そこで、資料だけちょっと多いなあ言われておりますんで、1番目は利神山の地図です。下に製作者書いてあります。それから、資料2は同じくその本の抜粋であります。それから、資料3、ちょっとこれ綴じ方がまずいんですけども、城郭懇話会の発行する「はりま利神城」という本の抜粋です。それから、資料4は県教育長の利神城を国に、国指定にすべきだというような意味の、と思われる文章です。それから、資料5、下の左についとんどですけど、字限図になっております。山頂部の。それから、その次、これ線ばかりですけども、これ部分的に測量のあれを残そうとして、こういうふうにしております。原寸だったと思います。それから、次の資料7は、上月城跡の保存と整備実施委員会名簿、上月の分ですけども、精工されたんで付けております。次は、庵途さんの選挙公約。いっぱい字書いとります。それから、その次のページが付託契約書で、2番目の問題ですけども、契約書。それから、その資料10は表示登記に関する見積書、墨塗られてまた書き戻し、いろいろ調べて書き戻しております。以上、資料付けておりますので、全部関係しております。ですから、あの、土地の問題につきましてもですね、今後の対処を含めて3点質問しております。当局の簡潔、明瞭な答弁を求めまして、この場からの質問を終わります。

以上です。ありがとうございました。

議長（梶原義正君） はい、町長、答弁を求めます。

町長（庵途典章君） はい。それでは、高見議員からの御質問にお答えをさせていただきます。

まず初めに、利神城と平福の町並みの評価と解説についてお答えをいたします。利神城跡は近世初頭の姿を残したもので、中世と近世の両方の特徴を備えた城跡だと言える・・・、言えます。その上、山頂の遺構は姫路城の史城の役目を終えた早い時期に破棄されたと考えられ、後世の改修など、姿を変えていない、すなわち古い形態が残されている点が貴重な遺構だと言われているところでございます。山麓の館、家臣団の屋敷地とセットで城郭郡を形成し、城下町として平福が形成されているとしてお

ります。

次に、播磨利神城の解説についてお答えをします。利神城の城割りについてであります。城割りとは城の機能を失わせるものとして、人為的な破壊を行うもので、建物を撤去したり、石垣を壊したりする。論文はまず利神城跡の石垣では自然崩壊と人為的崩壊、城割りの両方が見られるが、城割りによる崩壊箇所と思われるのは2箇所、比較的少ないことを述べています。次にその理由として推測すると、元和元年、1615年の一国一城令で小規模な城割りが行われ、寛永14年、1637年の一国一城令では、領主の山崎・池田氏が寛永17年にお家取り潰しになるお家騒動があり、本格的な城割りが行われなかったのではないかとしております。次に、石垣から見た利神城の築城計画ですが、利神城跡の石垣は西山石・東山石と呼ばれる2種類の石により積み重ねられたと言われており、論文は石垣の積み方、散布する瓦の年代感などから、石垣の積み重ねられた年代を3期に分け、1期天正年間、2期慶長期後半、3期慶長期末と従来の説を否定するとともに、順次拡張されている点を指摘しております。

次に、県教育長からの文書の意義についてお答えをいたします。この文書は文化庁においても国指定史跡に指定するに足りる遺跡であることを示していると考えます。国指定には基本的には全山、山麓までを範囲とすること。指定には地権者の同意が必要であることなどが要件としてあげられますが、この同意を得られないことが現在に至る大きな課題でございます。また近年の指定申請に際しては、指定後の活用について具体的な方針を持っていることが重要な点であり、まちづくりにどう生かしていくかを十分検討しておく必要があります。

次に、利神城主要部の旧佐用町指定史跡の指定に対する承諾状況についてお答えをいたします。町指定は昭和58年5月20日で、その範囲は平福川に面した一部であります。昭和58年、県指定申請をいたしました。昭和62年度に却下されています。昭和59年に同意を得た区域は、県指定申請に伴うものと思われませんが、やはり部分的であることから指定に至らなかったものと思われ。平成11年の行為同意は航空測量撮影の高速撮影のため、樹木の伐採を行うことの承諾で、二筆を除いて承諾を得ております。今後個人の財産権にも係わることであり、理解を得て同意を得る必要がございます。

次に、利神城跡地形測量についてお答えをいたします。平成13年度に利神城跡の平面図及び石垣立面図を作成するため、高速撮影、写真測量を行い、このうち平面図を作成したものであります。その意義は、城跡の現況を記録することであり、基礎資料となるものでございます。これは今後、指定申請に必要な資料となるほか、国土座標に乗せて測量していることから、様々な史跡の状況調査・発掘調査のベースとなります。

次に、上月城跡の保存と整備実施委員会の事例についてお答えをいたします。整備の実施にあたっては、地権者を含む地元議会・行政から成る委員としております。この実施委員会に先立っては、一般町民の委員も加えた保存と整備検討委員会を立ち上げ、まちづくりに上月城跡をどのように位置づけ、活用を図っていくかを協議され、その答申を受けて整備実施へとつながったものであるというふうに思います。上月城跡については、現状ほぼ保ったまま地形測量や登山道の整備、看板設置、樹木の一部伐採を行ったもので、専門部会を必要としなかったことからこのような委員会が可能だったというふうに聞いております。いずれにいたしましても、整備は地域の皆さんの賛同と協力があって実現できるものでございます。

次に、委員会設置についてお答えをいたします。委員会の設置につきましては、委員の選任方法なども検討され、台風災害後の利神城跡で地元意見の召集もいたしまし

たが、現状でいきなり委員会設置を行うことは困難であるとの判断から、まず行政内部検討会を持つことといたしました。

次に、教育委員会との協議とその後についてお答えをいたします。行政内検討会を開催し、現状把握と課題の整理がされ、これまでの経緯、指定測量調査及び利神城跡の現状を確認するとともに、課題についても検討され、まちづくりにどう生かしていくかを念頭に、指定へ向けて取り組む必要があることを提起しております。

次に、新年度予算計上についてお答えをいたします。地権者を含む委員会設置については同意が得られていない現状では、実現が困難であることから、17年度当初の予算措置は今のところ考えておりません。

次の質問であります西山土地分筆登記についてお答えをいたします。まず、質問1の特定の一業者と契約したのはなぜかのことについてお答えをいたします。兵庫県においては平成10年3月30日付けで兵庫県と兵庫県公共嘱託登記土地家屋調査士協会との間で交わされた協定書、不動産表示登記業務委託に関する協定書に基づいて随意契約がなされております。理由といたしましては、随意契約取扱要綱、要領第2条(2)イに該当する「法令等の規定により特殊法人または公益法人等を相手方とする契約」とされております。旧佐用町が発注をいたしました西山土地分筆登記事務につきましても、同様に佐用町財産規則89条第1項に規定する「国または地方公共団体と直接契約しようとするとき」に該当すると判断し、随意契約を交わしたものでございます。

次に、質問2の分割発注しなかったのかということですが、当然、分割発注はできます。しかしながら、測量士は境界を正確に測り、図面を作成することはできませんが、その後、家屋調査士はその成果を持って現地を再確認し、補足して境界を正しいかをチェックを行い、地籍測量図を作成しなければなりません。結果として、時間と費用の二重投資となり、スムーズな登記事務ができなくなる恐れがありますので、それを避けるために一括発注をしたということでございます。

続いて、最後の質問。第3の合併後はこの種の業務は分割発注し、登記業務は当局の職権登記としないかとの質問でございますが、用地事務につきましても今までも実施できたとおりできるだけ嘱託登記での対応としたいと思っておりますが、必要な物件に、案件につきましても、兵庫県土地家屋調査士協会への委託等も今後も実施していきたいというふうに考えております。

以上、高見議員へのこの場での答弁とさせていただきます。

1番（高見誠規君） 再質問させていただきます。

議長（梶原義正君） はい、1番、高見君。

1番（高見誠規君） まあ問題はあれなんです、下の方から2番目からいきますけども、今言われた随契せな絶対、随契やっという問題でですね、この財務規則のどれに該当する言われたんですか。何か、随契の取扱規定とか何とかいう。だけど、この財務規則の方が優先するんじゃないかと思うんですけどどうですか。どの項目に該当するんですか。89条の。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 担当者の方から。

議長（梶原義正君）

担当課長。

建設課長（野村正明君）

財務規則第 89 条の第 4 項 その他・・・、ごめんなさい。第 1 期、国または町公共団体等と直接に契約しようとするときという中の、「等」でございまして、先ほど町長が申しあげましたように、この協会、いわゆる兵庫県公共嘱託土地家屋調査士協会ですね、これについては、えっとですね、法務大臣、民法第 34 条の規定による法務大臣の許可を得て設立された社団法人でございますので、その「等」をですね、趣旨を尊重しまして随意契約さしていただいたということでございまして、これにつきましては先ほど町長答弁いたしましたように、県におかれてもそういった指導で文書が流れておりますので、それを使わしていただいたということでございます。

1 番（高見誠規君）

ところがねえ、まああの、ほんまにどない言うんか、そういうことだったらもう、全く競争いうもんがないわけですね。ほんで、大阪府の同じ協会に聞いてみたら、そういうなんはわれわれの中で協定しとるわけで、特別にできんことはないですけども、大阪のん頼みに来られたら、そしたら、いろいろ行きがかりがあつて協定しとるから、兵庫県のはよう行きまへんと、こういうことを言うんだとて、法律的にはそういう関係にはなつとらんわけですわ。で、これだったら極端に言えば、独禁法違反じゃないですか。土地家屋士嘱託登記の関係やるんだったら。ですから、この条例に合ましてですね、「国または地方公共団体と直接に契約しようとするとき」に該当するんですか、これ。業者団体じゃないですか、これ。で、その上ですよ、2 番目の問題とも絡んでくるけども、土地家屋調査士のする仕事は、ある測量士とこの見積書のあれを突き合わせてみたら、土地家屋調査士の仕事はわずか 5 パーセントじゃないですか。ほとんどがこの測量士ができる仕事なわけです。ですから、その当然、主体はですね、測量士の仕事が主体なんだから、そういうとこへ出すんではなしにですね、測量士にやらして、後のまあ整理というんかな、それは金がかかるとか何とか言われるけれども、町長の話では、測量士なんか聞いてたらべらぼうな値段やというわけです。500 万いうたら。ですからですね、その前提となるね、そのまあ何かね、あの旧建設省の大臣が認定した金額の 80 パーセントというのを見積額に載せよんです、大阪は。各県違いますよと、こういうことを言うんだったらですね、全くこれ競争原理いうもんが働いとらんわけですわ。ほんで、安易にですよ、僕はいつも土地家屋調査士の問題がある人を、一回共立病院の下の土地の問題なんかでもね、調査原点 1 メーター東延ばして測って、そのまま突破してしもとるような方なんですけど、この方が必ず登場してくるんです。ほんで、聞いてみたらですね、土地家屋調査士のこの嘱託登記やとるんは、そういう会議あつて、そん中に委員会を作って、選考委員作って、ほんで佐用郡やたらだれと、ほとんど独占的にやられとうわけですわ。ですから、僕が言いたいのは、95 対 5、専門家が見るんですから、これ見積書、また町長見といてください。この丸印のん以外・・・、「丸印のんはできん」と、測量士が。「後は全部できます」と、こう言うんですが。ほんで、郡内にも測量士もおられるしね、しますからですね、分割発注しとったらものすごう、あの、測量なんかも最低価格もないし、競争し放題で佐用町なんかもやってきたけども、極端なんだたら、5 割、6 割で落ちるところですわ。それをこれに持っていとると。で、僕はまあ、そういう本論やなしに、町長選挙があるからまあ、それで合併もあるから合わせてやったんだと言うんだたら、それはまたひとつの、分かるけども。今言われるように法律的な関係ではほんまにむちゃくちゃですわ。ほんで、中身も割ってもらわな困る。今後

もやるという町長の話ですけども、その点、町長どうですか。おたくのん何か、1級建築士、今、はやりの・・・。

町長（庵逄典章君） 今、はやりって・・・。

1番（高見誠規君） おかしいですけども、こういうね、民間の調査機関に任せるようなことじゃなしに、役所と・・・、佐用町の役場としてですね、これをどうなっとんかもう一回分析し直してね、ほんでやってもらいたいと思いますが、どうですか。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） はい。まああの、その業務のですね、その内容につきまして、私もその細かくその分析をしたわけではございませんでした。まああの、その業務量の中で、まあ今、高見議員の分析では95パーセントが測量士だということなんですけども、まあその量とですね、その責任というんですか、その仕事の中身、これはそのまま比例するものではない部分もあると思います。まあ、5パーセントのところ非常に大事なところがあるという場合もあると思いますけどね。

1番（高見誠規君） 金額で。

町長（庵逄典章君） 金額ですよ。ただ、金額だけでは計れない部分もあると思うんですけどね、その土地家屋調査士ではないと絶対できない部分が法的にもあるわけですよ。まあそういう中で、あの、こういう業務につきまして、県の、兵庫県のまあ、公共嘱託登記士、家屋調査士協会、これはあの、ある程度公的なものとして県としても位置づけて取り扱われているということですので、まああの、今後もそれを活用することは私は必要な部分では活用しなきゃいけないと、する必要もあるんじゃないかというふうに思って答弁をさせていただいておりますけどもね。まあその業務の内容につきまして、当然分割したり、またあの、その内容を分けて当然取り扱うべきところは取り扱うということに考えていかなければならないと思います。まあ、すべてをひっくるめて、この協会にすべてを任せるといようなことは考えておりませんし、あの、それについては十分にまた今後研究しながら対応してまいりたいと思っておりますので、まああの、この西山の花木団地、まあかなり以前にこういう登記をしなければならぬものですね、一応そのままになっていたといようなことを合併前にお聞きして、これはきちっと処置してこなきゃいけないということの中でですね、対応させていただいておりますので、まあこの点については御理解いただきたいと思っております。

〔高見君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、高見君。

1番（高見誠規君） そしたら、その話ならね、あのまあ、火急の場合やいうことでその他の項で言えると思うんですわ。ところが、今言うたように、もう唯一ね、その土地家屋士の協会がやらないかんのんだということじゃないと。ですから、十分ね、町長。まあもうあんたも4年間されるんやから、町長を。まあ、事故るということない

だろうし、しますから、落ち着いてこういう関係ももう一遍現場のもんには任せてしまわんと、専門家なんやからな。研究してあんたもまあ、このチラシに書かれとんですけども、もう、清潔・公正・公平なねえ、公共工事の入札制度は公平性と透明性ね、こういうところを守っていただいですね、ほんまにメス入れてもらわんと、「財政事情が厳しいんだ、厳しいんだ」と言いながら、こういうふう放置、そのまままあ、「私もよう研究しとらんけど」というようなことでやられるんだったら困りますから、きっちりしてください。

それから、もう時間がないそうですので、もうちょっとあるんかいな。あと、2分。あの、私はまあ今日、時間があつたら利神城の跡の問題、いろいろまあ議論してすね、郡内、まあ今は新町内ですけど、皆さんに理解していただいて、町内に、旧郡内にこんなもんがあつたんだろうかなということ再認識していただいて、ほんで、この4町合併の改めてね、首長としてわれわれ生きとる間にしていかなと、どんどん石垣が崩れておるんで、そういう点を議論の中で明らかにしたいと思っております。で、まあ、予算化せえへんというようなことですけども、まあこれは認めるわけにいかんので、また議論していきましょう。

以上、終わります。

議長（梶原義正君） 以上で高見誠規君の質問は終わりました。次は、大下吉三郎君、発言願います。

〔大下君「はい、議長」と呼ぶ〕

〔大下君 登壇〕

23番（大下吉三郎君） 23番、大下でございます。まあ、一般質問に入る前に、先ほどから皆さんおっしゃっておりますように、庵造町長、町長としての当選おめでとうございます。お祝いを申し上げます。

それでは、一般質問に入らせていただきます。佐用郡公共残土処理場と災害防止対策につきまして町長に伺っていききたいと、このように存じます。公共残土処理場はすね、佐用郡内の公共土木工事による残土処理場として郡内の問題とし、合併以後速やかに取り組むのがベターであると考えております。この問題は過去、旧町間である程度検討されたものであり、また合併後速やかに取り組むのがベターであるということ、観点から今日までその取組みが延びております。今後の取組みとしましては、今後、まず1つとして、今後、残土処理場について県との調整はどのようにやっていくのか。2つ目、工事計画なり予算等についてはどうしていくのか。新町計画はどのようになっているのか。3番目、町として災害防止対策の立案等はどのようにしていくのか。4として、そのほか、台風、今年の台風21、23号等によるすね、災害の未工事計画に対して、今後どう佐用郡として取り組んでいくのかということでもあります。

以上であります。町長もすね、着任してまだ早々であります。すべてが、のことがどのようになっているのかということは、まだはっきりしない面も多々あるうかと思っております。郡内の建設工事、また河川の河床等の掘り下げ等、ストックヤードとしてこれら早期に取り組む必要があると思っております。この件について町長の御見解、お伺いしたい。内容によっては、また旧町間に戻るようなこともありうることであります。よろしく申し上げます。以上。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） はい、議長。それでは、大下議員からの御質問にお答えをさせていただきます。

まああの、残土処分地、公共残土の処理についてのまず御質問でございますが、町発注の公共工事におきましては、設計段階で極力切盛りのバランスを考え、残土の発生を抑えて・・・、抑える設計をしているところでありますが、地形上やむなく残土が発生する場合には、複数の工事箇所間において調整を行い、残土の発生を抑えるよう努めているところでございます。しかし、どうしても建設工事を行う場合に、また河川等の堆積土砂を除去する場合におきましても、この処分地を今後確保していかなければならないというふうに思っております。非常に今残土がたくさん発生をいたしておりますので、この今後の公共工事とともにですね、この残土処分地の必要性ということを、今、私も痛感しているところでございます。

また、旧町におきまして残土処理場を検討がされていたことは、それぞれ認識しておりますが、今後新佐用町といたしましても旧町で検討されていた箇所も含めて、早期に再度検討しなければならないというふうに考えております。

次に、災害防止対策についてでございますが、今年の台風災害の苦い経験を踏まえて、各種関係機関と連携を図りながら検討をしなければならないと思っておりますが、災害防止対策につきましては、平成 18 年度に地域防災計画及び洪水ハザードマップを策定する予定で計画を進めております。現在は有事の際の災害対策本部をはじめとする本庁及び支所の業務分担、組織、職員の役割・配置、支所への応援体制、情報の収集・提供等について検討中でございます。地域防災計画、洪水ハザードマップとともに、18 年 9 月を目途に計画を策定したいというふうに考えております。

次に、今年の台風 21・23 号による災害の箇所の未工事でございますが、現在の建設課分の工事の進捗状況については、国庫補助災害分 99 件中 78 件。単独事業分 60 件中 41 件が完了をしております。残事業分につきましては、年度内に完了する予定でございます。

以上、簡単でございますが、この場での大下議員への答弁とさせていただきます。

〔大下君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、大下君。

23 番（大下吉三郎君） はい、議長。この公共残土処理場というのは、まあ、旧町上月の方でもですね、相当論議を重ね、すべて契約行為、すべて（聴取不能）せて終わりというような中でですね、4 町の合併というようなことが（聴取不能）煮詰まる中で、地権者との契約等々についても 1 町だけではいろいろと問題が生じるのではないかとこの観点から、4 町間の町長間においても（聴取不能）の問題も、今、町長がおっしゃるように検討もある程度話も進んできた経緯があるように伺っております。そうした中で、これいよいよ合併という中で、本当に庵途町長としてはまだそこまで着手できないのが現状であろうと、このことはよく理解できる。しかしながら、まあそれはそれとして、今後 4 町間におけるそういった建設工事、（聴取不能）に対しての残土処理、本当にどうやっていくのかということがまず 1 点あります。それと、その台風、今年の 21 号による被害、これらについては大きく起因するものがほとんど人災であると言わざるをえない状況が河川等にあると。これは河床の相当残土が残っておりというよ

うな。県の方におきましてはですね、こういった処置は今現在着々と、私、久崎の方においても進められておりますけれども、あくまでも暫定という格好の中で堤防が(聴取不能)はされております。しかしながら、昨年のようなですね、集中的な数時間における雨量というものについては964ミリ(聴取不能)千種町から南光、三日月、佐用、上月と、これを合わせたものが私どもの方の久崎地域にはすべて佐用川本流からの水がすべて出てきます。そういった雨量が相当あったということにより、被害も甚大な被害になってしまったと。このような観点から、即急にそういった箇所の掘り下げをやらないと、上に積んでいっても下が積んで上がってくるということではいたちごっこということになり兼ねない。このようなこと、平成、いや、昭和51年の水害を機に、上月町におきてもこのような問題が取りださされ、平成11年から取り組んできた問題でもあります。そして、いよいよ13年度から、平成13年からいろいろな計画がなされ、今日に至っておるんですけれども、その間、平成10年の大震災、で、今回の大水害。これは人災であるということをおわれわれは常に言ってきたわけでありませう。このようなことが解消されない限り、そういった被害が今後も出てくる可能性がある。ましてや、今回の風木の倒壊によって山が崩壊しております。まあ、このような観点からこれ以上に水害におけるものは大きく出てくるのではないかなと、このように思っております。したがって、防災面から考えてみてもですね、こういったものは即急に計画し、こういったストックヤードを進めていただくということをぜひとも町長の期間の早期にわたってですね、早く取り組んでいただきたいと、このようなことを申し上げておきます。

それと、そういった防災面のことにつきましても、今、町長ストックヤード・・・、ああ、ごめんなさい、ハザードマップを作ってですね、全町民にこのようなことを周知するというところであります。これはぜひともやっていただかないと、昨年のような(聴取不能)におけるところの連携がですね、全く取れないのではなからうかと、このように思っております。で、あえてまあ、ハザードマップということよりも、本当に災害対策というものについて、町長、再度ですね、御意見を聞いておきたいと、このように思います。

議長(梶原義正君) はい、町長。

町長(庵谷典章君) はい。まああの、災害が起きた原因と、今、大下議員からかなり人災に当たる部分が多いというふうに御指摘でございます。まああの、その原因のひとつは、当然まあ非常に大きな集中豪雨であったということは、自然的なものは原因があるんですけども、それに耐えられなかったということの中です、河川等の堆積が非常に、堆積物が多くて、河床が上がっているという点もひとつの原因だったということ。その起因は、山が崩壊、荒れてですね、土砂の流出が非常に現在多いということ。そういう今現在のですね、地域が抱えている大きな課題、問題がひとつひとつがその原因のひとつになって、全体の原因になっているという点があると思っております。そういう点ひとつひとつをですね、こう捉えて、対処していかなければならないというふうに思っておりますけれども、当面暫定的にですね、応急処置としてそういう堆積土砂の除去ということについてもですね、これも早急に取り組んでいかなければならない問題だというふうに思っております。そういう中で、その堆積土砂を処分する処分地の確保、この点について、先ほどのお話、御質問にもありましたその場所を確保するという、これはあの町としての、県ともこれ連携して取り組まなきゃいけない問題なんですけども、この新町内にそういう場所を当然、町事業また県事

業において、どちらにおいてもですね、まああの、町内の防災対策の事業のひとつとして取り組んでいくためにも必要な課題だというふうに思っております。

ただ今、大下議員から旧町においてですね、既にいろいろと調査されて、そういう取り組みがなされた中で、合併を控えて合併前にその契約等ができ・・・、するのはちょっと早いんで合併後というふうに何か調整がされたように、話があったようにちょっとお聞きしたんですけども、私の記憶ではそういう話はございません。あの、旧町、まあ上月町なら上月町ですね、取り組みがされていたけど、まあその事業の中でひとつのまあいろんな障害があって、その事業に至らなかったというふうには聞いておりますけども、あの4町の町長間で、そういうその合併後に、控えてですね、そういうそのとりあえずその事業を当面見合わせるというような話はね、これはありませんでしたから。はい。そういうふうに私は記憶をしております。ただ、あのどちらにしてもですね、そういう場所が可能性があるところをですね、まだ事業として取り組んでいかなければなりません。なかなか私も新・・・、旧佐用町内でもですね、そういう場所を、適地をですね、探しておりますけども、条件に合うところというのは非常に難しい、ないというのが現状です。現在、佐用町に、旧佐用町におきましてはですね、姫鳥道の建設に伴います残土処分地として長谷というところにですね、80万立米ぐらいな残土が入る、まあこの残土処分地を町が土地を買い上げましてですね、処分を今さしております。まあこれもですね、最終的にどれぐらいの処分地になるかまだ分からなくて、少し余裕があればですね、将来的にはそこにも町の事業なりの処分ができるようにも考えたいというふうに思ってるんですけども、今のところまだそれができるかどうか分かりません。まあそういう中で、現在可能性のあるところというのをですね、やはり再度十分検討してですね、問題があればその問題を解決しながら、この事業に取り組んでいきたいと。そういうふうに考えております。

まあそれから、災害全体につきましては、その災害に対する予防措置ということで、まああの、いろんな今回の、去年のですね、一昨年、災害における原因等分かるところの応急対策というのを早急にやるのがまず第一なんですけども、あとは中長期的な観点からも、あの捉えていかなければなりませんし、まあこの点については県管理の部分が非常に多くありますのでね、県とも十分連携をとりながら、まずまあ地元地域の皆さんにまずよく説明をして、安心していただけるような対応をしていかなきゃいけないなということも思っております。

まあ、町行政としては先ほど言いましたように、そういう災害時のね、発生した場合にはどういう対応をするかという、そういうその防災計画というものも当然必要ですし、まあ特にこう新町になりまして、職員もこう、一緒にこうなって、その連携というものがですね、まだ十分にとれない部分があるんじゃないかと思えます。まあそういう意味で、あの、この計画に基づいたですね、災害時の迅速な連携がとれるような、まず体制を作ることも重要でありますので、そういうところから早く手をつけていきたいと、準備していきたいというふうに思っております。

以上、まあいろんな課題たくさんあるんですけども、すべてのことは答弁できませんけども、まああの一応その問題に対する私の現段階における答弁とさせていただきます。

〔大下君「はい、議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君）

はい、大下君。

23 番（大下吉三郎君）　　まあ、防災とその（聴取不能）分の関連がどうしてもこうひっついてくるわけでありまして。まあどちらになってもいいと思うんですけども、まず1点、その残土処理場はですね、旧町からの、上月町からでいろいろと論議される中で、われわれが聞いておるのは、今、町長おっしゃったようなことでは全くない。これは具体的に建設段階、金も投入してですね、契約、土地の契約も終わり、今日に至っておるけれども、1町としてのものではないし、やっぱり4町として今後は考えるべきやという観点からですね、日程的にも、工事的にも余裕がなくして今日までできた、こういう格好でわれわれ議会としても受け止めております。そのようなことがですね、今度、各町からのそういった協議会におけるそういうものに持って上がっておるのかどうかということが、これも非常に問題になります。上月町からそういったものが新町のまちづくりの中に反映するようきておるのかきておらないのかという、この観点もまず出てくることであります。それは大きく各町とも、どの町においてもそういった大きな問題をそれぞれ新町、町の中に生かしてきたことが今回の合併の中でも外されておるはずですよ。笹ヶ丘公園等につきましてもですね、これ話別になりますけれども、それらについては新町まちづくりの中に計画は出ております。ただし、その辺りについては私の調べではちょっと出てきていないので、ちょっと疑問視しております。まず、そういうようなことで、今後まあ、町長も今これからの計画の中にそういったことも検討していかならんということでございます。過去のそういったことも十分に検討していただき、これを使えるものがあるんであれば使っていただけないと、これは非常に困ります。まあ、そのようなことで、今後、そういった処理場については大撫山が今泣いてます。全部、自己解決処理をして、残土を全部大撫の山にたくさん捨てております。ある業者が、これらについても歯止めすべきじゃないかなと、このように思っております。それはなぜが故にそうなるのかということ、話今までしておるようなことが起因しておるということであります。

それから、それはそれとして、今後町長、継続の話の中でもっともっと検討していただきたいと。ほんで、早期に取り組んでいただきたいと、このようにお願いします。

それと、防災関連についての連携ということですが、今、防災無線というものが今充実してきております。まあ、ただしながら、消防署の方から一斉放送という格好で今チェックしたり、放送がありますけども、それに至るまでのね、まあ千種町で大きな水が出れば、すぐ南光町にとか、まあ旧南光町・・・、まあそのような格好で連携をしながら、佐用郡で大きな雨があれば上郡町・赤穂郡にそういった周知をすると、そういった連携プレーというものが非常にこういった風水害においてはですね、重要になってきます。ま、そのようなことを今度ハザードマップの方にもね、取り入れていく中でやっていただきたいのと、ただ、単に風水害だけでなくして、これ地震という山崎断層、これ木村先生がいつもおっしゃってることです。佐用郡にも数箇所の断層が分散しておる。このようなことから考えますと、本当にわれわれ身近に起きうるそういった災害に対するの対応方法というものも今後検討していただきたい。合わせて防災面とこのストックヤード等に関して、再度町長にこれから力になっていただきたい。このように申し上げて、私の質問を終わります。

〔町長「はい、ありがとうございました」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君）

以上で大下吉三郎君の質問は終わりました。続いて、井上洋

文君。

〔井上君 登壇〕

8 番（井上洋文君） 最初に庵途町長、今回の当選誠におめでとうございます。お体に気をつけて、どうか町制運営の名指揮をとっていただきますよう、期待を申すものでございます。

それでは、質問に入らせていただきます。8 番、公明党、井上洋文でございます。今回、私は 3 点の質問を行います。

1 点目は、A E D、自動体外除細動器の設置。救命講習のさらなる普及促進について行います。心肺停止患者の心臓に電気ショックを与えて救命する A E D は、昨年からは医師や救急救命士に限らず誰もが使えるようになりました。愛知万博でも場内に約 100 台設置され、心肺停止状態に陥った男性をその場に居合わせた来場者が使用して救命し、話題になりました。私もこの度の質問で消防署で A E D の使用方法を学びましたが、操作は驚くほど簡単で、本体とコードでつながった 2 つの電極パッドをそれぞれ患者の右肩と左脇腹に貼り、ボタンを押すだけで A E D が音声で順を追って説明してくれ、電気ショックが必要か判断してくれます。心室細動は、早い段階で電気ショックを与えれば回復するが、それが 1 分遅れるごとに救命率は 7 ないし 10 パーセントずつ下がり、10 分を過ぎると救命は難しくなると言われております。「発生から 3 分以内に A E D が使われた場合、74 パーセントが救命に成功する」との報告もあります。それだけに迅速な対応が何よりも大切です。救命隊も除細動を備えてはいるが、現在 119 番通報から救急車の到着まで町内相当時間がかかることもあります。また、だれでも使えるようになったとはいえ、その使用方法や設置場所すら知らないで救命につながらないのではないのでしょうか。さらなる周知徹底が必要です。まして、明年は当地で国体が行われ多くのスポーツ選手、関係者が訪れます。この機会に更なる普及と促進を行うべきと思いますが、町長の見解をお伺いいたします。

続きまして、2 番目の質問に移ります。町公用車に防犯対策ステッカーを貼るよう提案することでございます。先日でも広島で小学 1 年生の女の子が下校途中に殺害され、段ボール箱に入れられた死体遺棄事件が発生しました。ここ近年、なんとも言えない悲しい事件の連続です。通学路で突然殴られたり、切り付けられたりなど被害も目立ち、特に凶悪犯罪の被害件数が全国的に増えております。こうした子どもへの犯罪を防止するために、大人の責務として学校、地域、行政が一丸となって地域の防犯力の向上を図っていくことが必要と思われれます。各地で行っている防犯対策ステッカーの導入は犯罪の抑止効果に非常に大きいものがあり、市民から安心の声が出ております。本町でも公用車に貼るよう提案しますが、町長の見解をお伺いします。

続きまして、3 番目の質問に入ります。聴覚障害者のシンボルマーク「耳マーク」を役場窓口に設置をすることです。聴覚障害者にとっては、耳が聞こえない、聞こえにくいということは、人知れず大変苦勞されています。役場窓口に「耳マーク」を置き、気軽に対応できる窓口と障害を持った人に優しい対応を心掛けるようすべきと考えますが、町長の見解をお伺いします。

質問 2, 3 につきましては多額の財源を要する問題ではありませんので、町長の前向きな積極的なお考えを期待し、この場から質問を終わります。

議長（梶原義正君） 町長の答弁を求めます。

町長（庵途典章君） はい、議長。それでは、井上議員からの御質問にお答えをさせていただきます。

A E Dの設置、救命講習の更なる普及促進をとということでございます。A E D設置につきましては、今後公的機関、旅館、ホテル、駅舎等の多数の住民が出入りする事業所または学校、自主防災組織などに普及が期待をされております。その重要性、有効性については消防署では救急講習会、広報などで住民に啓発をしておりますが、町内で実際にA E Dが設置されているところは、現在、佐用文化情報センター、スポーツ振興課、三日月支所、あとは健康保健事務所、病院等で、合計13台が設置してあり、一般の事業所、学校などにはまだ設置されていないのが現状でございます。

現在消防署では、より多くの住民にA E Dの有効性を周知し、正しい使用方法について理解してもらえよう、救急講習会を実施し、だれもが使用可能となった昨年7月から延べ83回、3,500人に指導を行ってきております。A E Dは心肺停止者に非常に有効な機器ではありますが、人を救命するためにはその場に居合わせた人の通報から始まり、応急手当、A E Dの使用、病院での医療措置などが迅速に途切れることなく行われることが重要であります。そのために、救急講習会ではA E Dとともに、心肺蘇生法や止血法などの応急手当などについても指導をいたしております。また、近年では、中学生や高校生にも目の前の命を救うために、早い時期から心肺蘇生法の講習を実施しております。今後更なる普及啓発に努めなければならないというふうに考えております。具体的には、応急手当指導員の養成と救急講習会の充実、そして、広く広報活動を行う必要があるというふうに考えております。

次に、公用車に防犯対策ステッカーをとということについてでございます。今、御意見のように予測できないような様々な事件が現在至るところで発生をしておりますので、御質問の趣旨は十分に理解をいたしております。今後、効果の点、また費用等の点についても、含めて、担当課において検討させさせたいというふうに思います。

次に、視聴覚障害者のシンボルマークを役場窓口に設置をとという御質問でございます。役場窓口に視聴・・・、聴覚。失礼しました。視聴覚じゃなくて聴覚ですね。聴覚障害者のシンボルマークについてということで、聴覚障害者のシンボルマーク「耳マーク」を設置し、障害者の皆さんに優しい対応との御質問でございますが、確かに身体障害者の車椅子や視力障害者の白い杖などの御利用の方と違いまして、一見して障害をお持ちの方と判別しにくいのが聴覚に障害をお持ちの皆さんだというふうに思います。御指摘の聴覚障害者のシンボルマーク、いわゆる「耳マーク」は、昭和50年、名古屋市で制定され、その後全国へと広がったものと聞いております。特に公共の窓口等でお待ちいただいている場合にお呼びしたり、お名前では御案内をした場合にも、聴覚障害者にとっては判別ができないため、いろいろな不利益が受けられる場合がございますので、各市役所窓口等で設置が進んできているようであります。本町におきましても、できるだけ早く設置をさせていただくように今後準備を進めさせていただくとともに、職員全体への周知徹底と、広く多くの町民の皆様にも御理解をいただくような広報活動に今後努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、井上議員の質問に対しまして、この場での答弁とさせていただきます。

〔井上君「はい、議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、井上君。

8番（井上洋文君） 1番の件について質問させていただきます。これはあの、設置場所が郡内13箇所ということでございますけれども、これはずっと先般消防署でいただいたん見てますと、これはあの、旧町内の中でもあの、南光町は1台もあの設置を

されてないということでございますね。

〔町長「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） はい、今あの設置されてる場所は、今答弁させていただいたところだけでございます。

〔井上君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、井上君。

8番（井上洋文君） まああの、設置場所、特にまあ、今後まあ、国体等でございますし、相当数の選手や関係者お見えになりますんで、特にまあ、学校関係をですね、全然設置されてないということでございますので、まああの、学校をまず主に設置をしていただいて、それでまあそこで生徒にも講習をしていただくと。またあの、スポーツ施設等、これはあの、上月のホタルドームはあの設置されとるようでございますけれども、まああのスポーツ施設、南光町の若あゆランドに隣接する建物等にも設置をしていただいたらいんじゃないかと思うんですけども、まああの、全国的にこのAEDというのは先ほど申しましたように、まあだれでも使えるようになったということで、まあ金額的にもこれも私あの、相当すると思ってましたけれども、値段の方もまあ2、30万円でもまあ購入できるような。またあの、リースという格好もあるようですので、ぜひともあの、そういうところについては今後ある検討していただきたいと、このように思います。

またあの、この周知徹底について、まああの、郡広域でされるパンフレットについては、このAEDについての講習会ありますよというようなことはされとったんですけども、この各町のあの広報等でですね、今まで1回もこのAEDについての説明というんですか、これはあのされたことはないと思うわけですけども、これはあの万博でも前回の愛知万博でもこのAEDが全然分からなくて、その消火栓と間違っただけという方もいらしたわけですけども、その点ひとつよろしくお願ひしたいと思っておりますが、その点いかがですか。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） はい。あの、設置につきましては、まあそれはもう各事業所なり、学校なり、少しでもたくさんあるということが、まあね、一番いんでしょうけれども。まあただ、あの、設置してもそれをすぐに使える管理ということも含めてやっぱり考えていかなければならないと思います。そういう意味で学校であるとか、また町の保健施設、まあ今あの、支所、それから、若あゆランドであれば社協の施設であるとかですね、人がたくさん集まっているんな事業、行事をしたりするところで、しかもまあ、後そこでその機器の管理をきちっとできるところ。そういうことを考えながらですね、今後まあ計画的な普及ということについてまあ検討していかなくちゃいけないというふうに考えております。でまあそのただ、それがあつたとしても、今言われるように、住民の、町民の皆さんがよく十分に理解していただかなければ何もな

りませんので、これはあの、消防署の方においても継続して講習会等を行い、また教育、学校等においてもまあそういうことを十分にまあこれから教育の一環としても取り入れていくということですし、まあ町民に対しましてもそういう広報等におきましてですね、まあ機器の設置がどこにありますよと。で、どういうふうにこれが有効に活用できます、利用できる機器なんですよというようなこともですね、まあ適宜、まあ広報していかなきゃいけないなというふうに思いますので、その点はそれぞれ担当課の方ですね、連携をして対応をさせていただきたいと思います。

〔井上君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、井上君。

8番（井上洋文君） はい。それではあの、続きまして2番目の再質問に入らせていただきます。これはあの、マグネットですね、まあ取り外しができるようにということで、まあ、「こども110番」とかですね、「パトロール中」、子どもを守ろうというような表示をやっているところもございますし、また上郡町については青少年を守る地域協力委員という格好ですね、車のあの両面に貼って、それをまあ取り外しができるというようなことにしてるわけですけども、これはあの、聞きましたら、大変その地域での防犯に対してのその抑止力、こういう事件に対しての抑止力が働くということでございますんですけども、この点についてどうですか。あのまあ、検討していただくという町長の答弁でございましたけども、これはあの、こういう問題起きておりますし、早急にですね、この点検討だけではなしに、していただくようお願いしたいと思うんですけども、その点いかがですか。

〔町長「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まああの今、あのお話いただきましたように、まあ近隣の上郡町でもそういうことがですね、既に取り組んでおられるということですから、この辺もですね、担当課の方で研究をさせて、早急に研究をさせます。まあ、それによってまた結論を出していきたいと思っております。

〔井上君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、井上君。

8番（井上洋文君） それでは、続きまして3番目の質問に入らせていただきます。これは私も突発性の難聴で、まあ耳が聞こえにくいんですけども、やはりあの、役場の窓口に行きましてもですね、なかなか同じことを何回も言うというのは気が引けることなんですけども、先般ちょっと佐用警察署の方へ行きましたら、佐用警察の窓口にはですね、そういうあの「耳マーク」のこのグッズが置かれてるということで、私あの見て来ましたんですけど。これはあのいいことだなあというふうに思いました。それでまあ、あの「耳マーク」を指さしますと、その職員がですね、筆談などのお話をしますよと。また、はっきりとゆっくりとお話をしますよと。また、お呼びすると

きは直接御案内するか、身振り手振りで合図をしますよと。また、常に障害の方の立場で、心のこもった対応に心がけますよというその意思表示をしてくれるわけですから、これは障害者の方にとってはですね、ものすごくまあ安心をする行為でございますので、何とかこれも早急にやっていただきたいと、このように思います。まあ、先ほど庵途町長、前向きな質問いただきましたんで、この辺で止めたいと思いますけども、庵途町長の公約の中に今回の町長選でされた中にですね、安心して住むことのできる生活者起点の佐用町づくりを目指しますとありますように、その観点からも前向きな姿勢で取り組んでいただくことをですね、期待しまして、質問を終わらせていただきます。

〔町長「はい、ありがとうございました」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） 以上で井上洋文君の質問は終わりました。

お諮りいたします。あと 15 名の方の質問が残っておりますが、これにて本日の日程は終了いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） 御異議なしと認めますので、これにて本日の日程は終了いたします。次の本会議は 12 月 5 日、午前 10 時より再開いたします。本日はこれにて散開いたします。どうも御苦勞様でした。

午後 4 時 18 分 閉会
